

第 3 期下野市地域福祉計画
第 3 期下野市地域福祉活動計画

骨子（案）

令和 3 年 10 月

下 野 市
下野市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 地域福祉を推進するための圏域	5
5 計画の策定体制	5

第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 統計から把握する現状.....	8
2 各種調査から見える市の現状	21
3 第2期計画取組の進捗状況	39
4 現状から見える課題.....	42

第3章 計画の方向性

1 基本理念	44
2 基本目標	44
3 重点取組	45
4 計画の体系	46

第4章 地域福祉計画

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策1 支え合い助け合う意識の醸成.....	52
施策2 地域活動への参加促進に関する意識の醸成.....	54
施策3 地域で主体的に活動する人材の育成	56

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

施策1 地域共生の場づくりの推進.....	58
施策2 多分野の連携による活躍の場の創出	59
施策3 課題を抱える人をみんなで支える地域の実現.....	60
施策4 安全・安心な地域の推進.....	61

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策1 分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供	62
施策2 総合的な相談体制の充実.....	63
施策3 多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実	64
施策4 誰もが活躍できる環境の整備.....	66

第5章 地域福祉活動計画

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

- 施策1 地域福祉への理解と啓発..... 68
- 施策2 地域福祉を支える団体や人材の育成 70

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

- 施策1 地域住民の交流促進 72
- 施策2 地域福祉活動の支援 73
- 施策3 誰もが安心して暮らしやすい環境の整備..... 74
- 施策4 支え合い助け合いの気持ちの啓発 76

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

- 施策1 福祉サービスの提供と充実..... 78
- 施策2 支援を必要とする人へのサービスの充実..... 80
- 施策3 相談支援体制の充実 82

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 策定の趣旨と背景..... 84
- 2 成年後見制度を取り巻く現状 84
- 3 取組の内容 88

第7章 計画の推進と進捗管理

資料編

- 1 国の動向の整理 94
- 2 関連法令 96
- 3 策定委員会設置要綱..... 97
- 4 推進委員会設置要綱..... 97
- 5 策定委員会委員名簿..... 97
- 6 計画策定の経緯 97

第1章 計画の策定にあたって



1 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取組は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となって進められてきました。

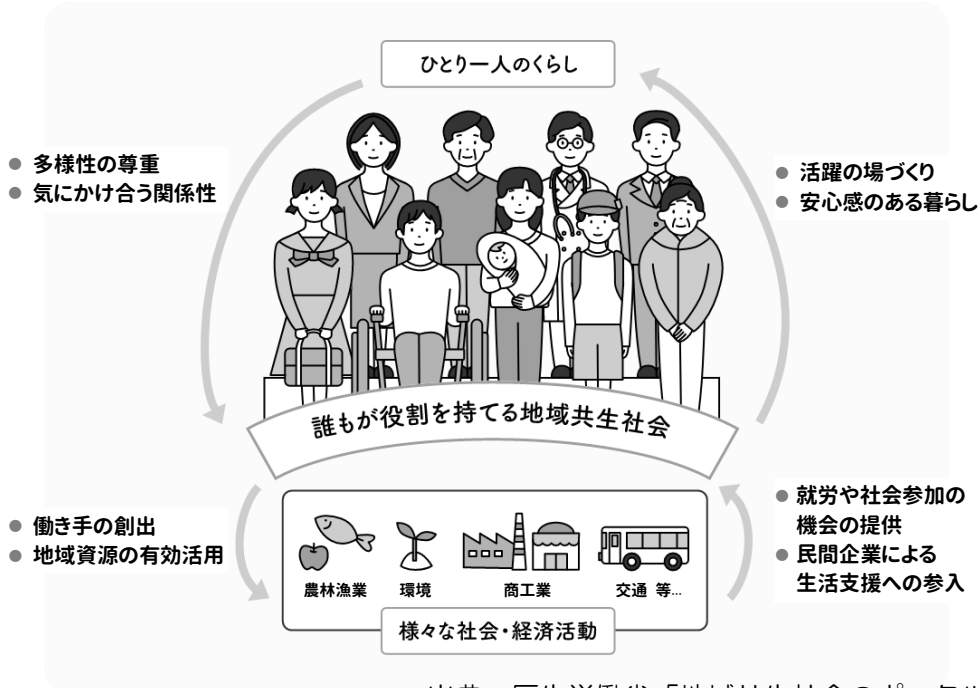
しかし近年では、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援だけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割を持ち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市においては、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和3年度で計画期間が終了する「第2期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（下野市みんなで築く地域の絆プラン）」を改定し、すべての市民が住み慣れた地域において支え合い助け合いながら、一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するものです。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



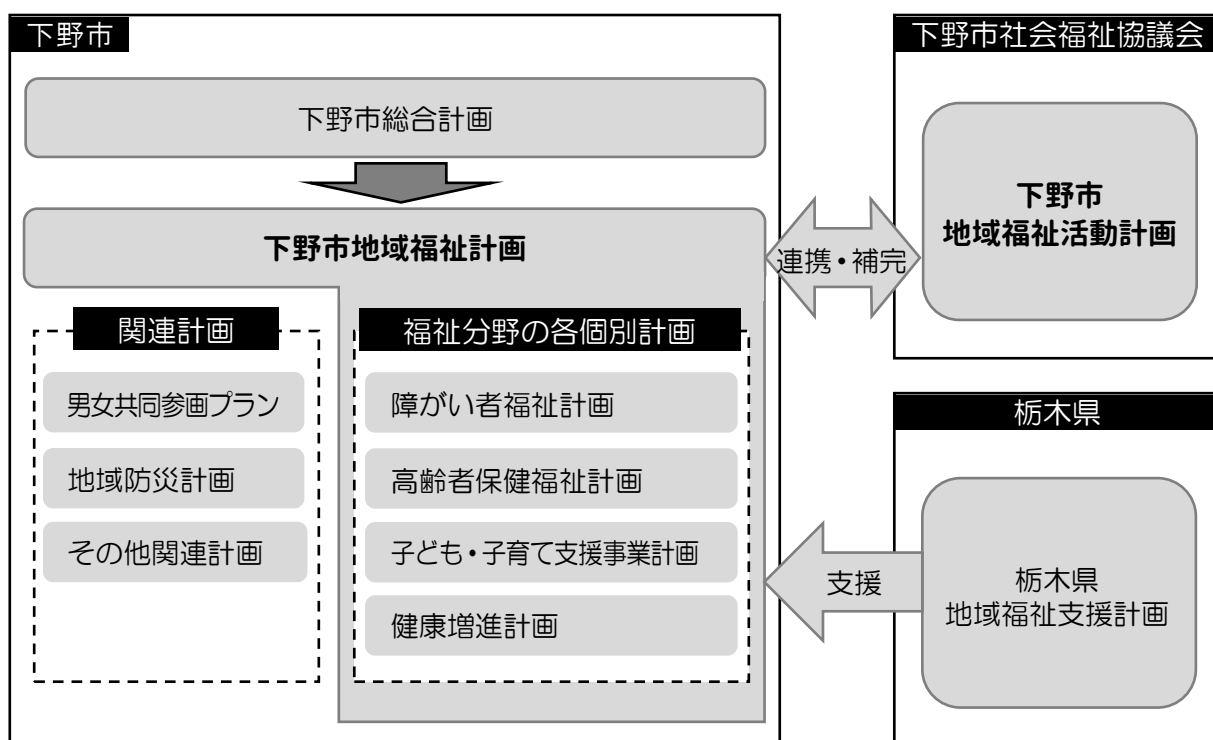
出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 計画の位置付け

「地域福祉計画」とは、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」とは、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第 109 条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。

これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、市、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。本市においては、下野市総合計画を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「下野市地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「下野市地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「下野市高齢者保健福祉計画」、「下野市障がい者福祉計画（しもつけしハートフルプラン）」、「下野市子ども・子育て支援事業計画（子育て応援しもつけっ子プラン）」、「下野市健康増進計画（健康しもつけ 21 プラン）」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的に繋ぐとともに、「男女共同参画プラン」や「地域防災計画」などの関連計画とも整合を図った計画となっています。



なお、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき定められる「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づき定められる「地方再犯防止推進計画」としても位置付けて策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

	...	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	...
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第2期				本計画					
総合計画	第2次										
	前期基本計画					後期基本計画					
高齢者保健福祉 計画		第7期			第8期						
障がい者福祉計画		第5期			第6期						
子ども・子育て 支援事業計画		第1期		第2期							
健康増進計画		第3次									
栃木県地域福祉 支援計画		第3期			第4期						

〇〇 持続可能な開発目標(SDGs)の採択 〇〇

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12(2030)年を年限とする国際目標です。平成27(2015)年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取組が進められています。

こうした動きを踏まえて、本市の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市におけるSDGsのさらなる推進に繋げていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 地域福祉を推進するための圏域

本市の地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、市や社会福祉協議会が市内全域で取り組む施策も欠かせないものです。

隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開します。



5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」及び、策定委員会を補佐する「検討部会」を設置し、各段階で協議を重ねました。

また、市民の意見を計画に反映させるため、アンケート調査や住民懇談会、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。

写真追加

第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題



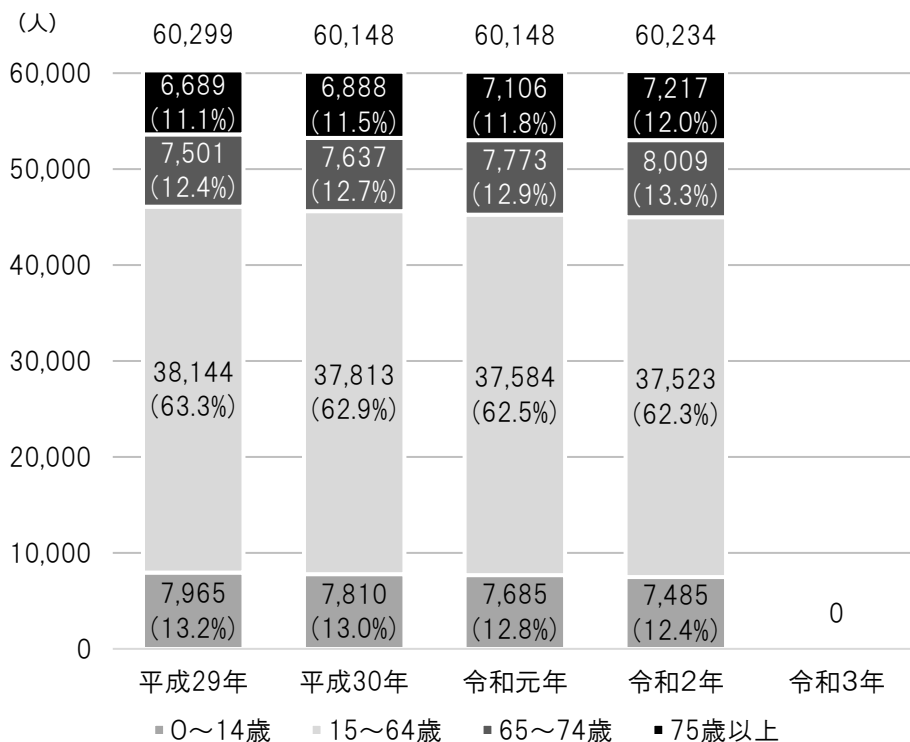
1 統計から把握する現状

(1) 人口の状況

総人口は概ね横ばいで推移していますが、内訳をみると0～14歳・15～64歳の人口が減少傾向に、65～74歳・75歳以上の人口が増加傾向にあります。

年齢4区分別の人口比では、平成29年から令和3年にかけて～（以下令和3年度の結果が出次第推移について記載）

◆人口・年齢4区分別人口比の推移



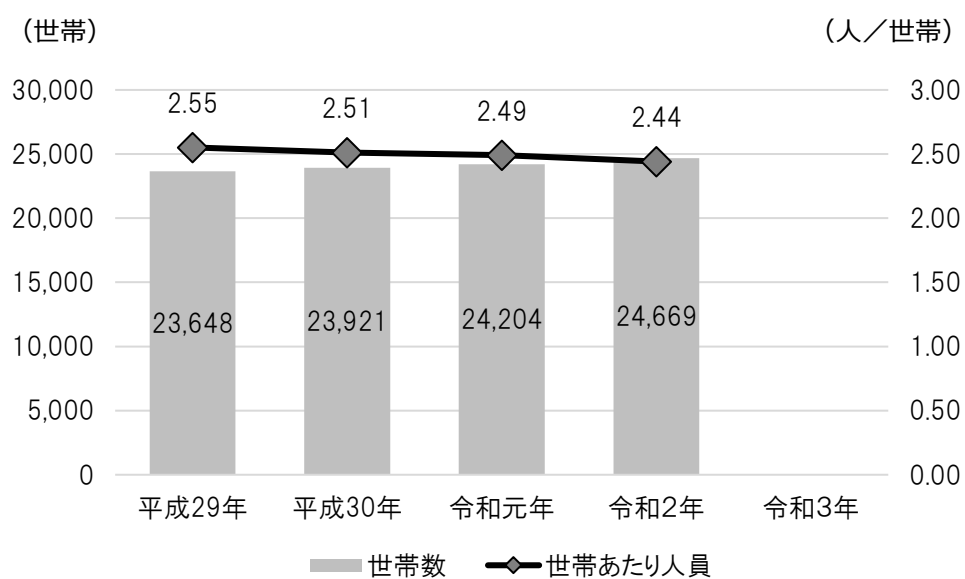
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯数と世帯あたりの人員の状況

世帯数は、年間で300世帯前後の増加が続いています。

総人口は平成29年以降横ばい傾向となっているため、世帯あたり人員は減少傾向となっており、平成29年の2.55人から令和3年の～（以下令和3年度の結果が出次第推移について記載）

◆世帯数と世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

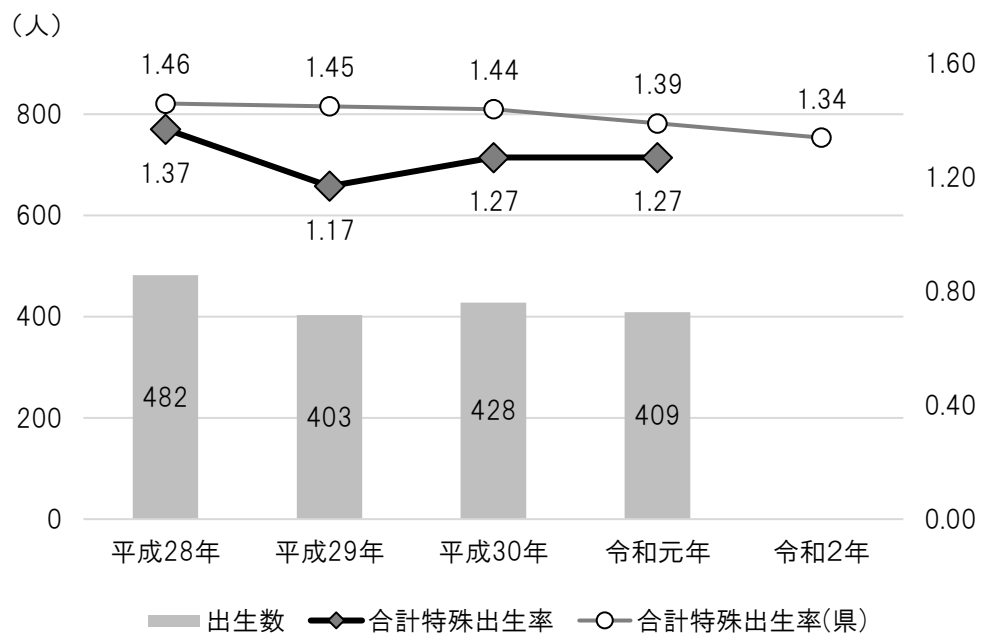
(3) 子どもをめぐる状況

① 出生数・合計特殊出生率の状況

出生数は、(令和2年データが分かり次第記載)

また、合計特殊出生率については、(令和2年データが分かり次第記載)

◆ 出生数・合計特殊出生率の推移



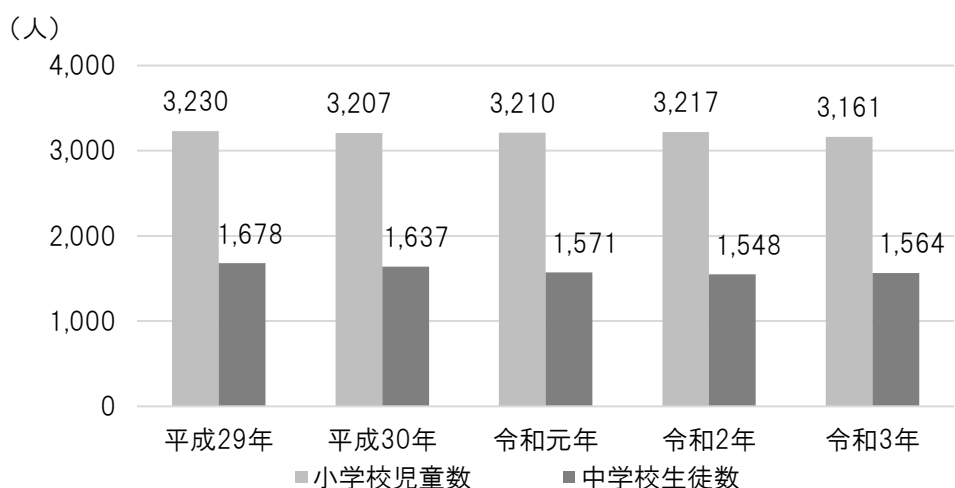
資料：栃木県人口動態総覧

②小・中学校の児童生徒数・学校数の状況

小学校児童数は、平成 29 年から令和 2 年まで横ばい傾向にありましたが、令和 3 年は 3,161 人と前年から 56 人の減少となっています。

中学校生徒数は平成 29 年から令和 2 年まで減少傾向にありましたが、令和 3 年は 1,564 人と前年から 16 人の増加となっています。

◆小・中学校の児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

◆小・中学校の校数の推移

(校)

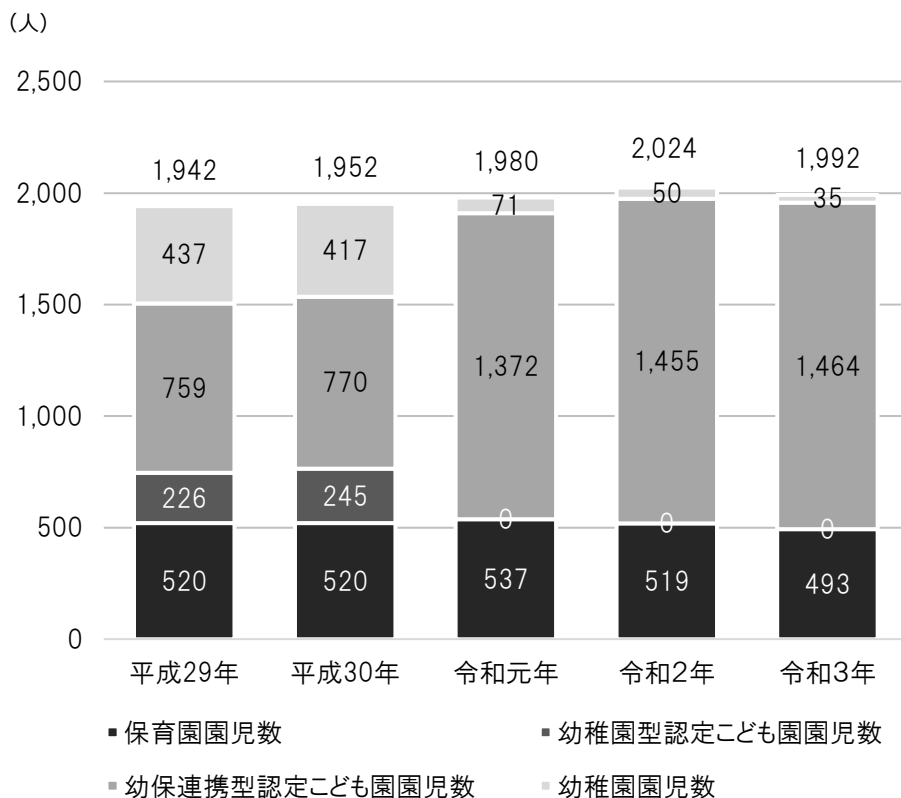
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
小学校数	12	12	11	11	11
中学校数	4	4	4	4	4

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

③保育園・幼稚園・認定こども園の園児数・施設数の状況

(令和3年データが分かり次第記載)

◆保育園・幼稚園・認定こども園の園児数の推移



資料： こども福祉課（各年 4月1日現在）

◆保育園・幼稚園・認定こども園の施設数の推移

(園)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保育園数	8	8	8	8	8
幼稚園型認定こども園数	1	1	0	0	0
幼保連携型認定こども園数	4	4	6	6	6
幼稚園数	2	2	1	1	1

資料： こども福祉課（各年 4月1日現在）

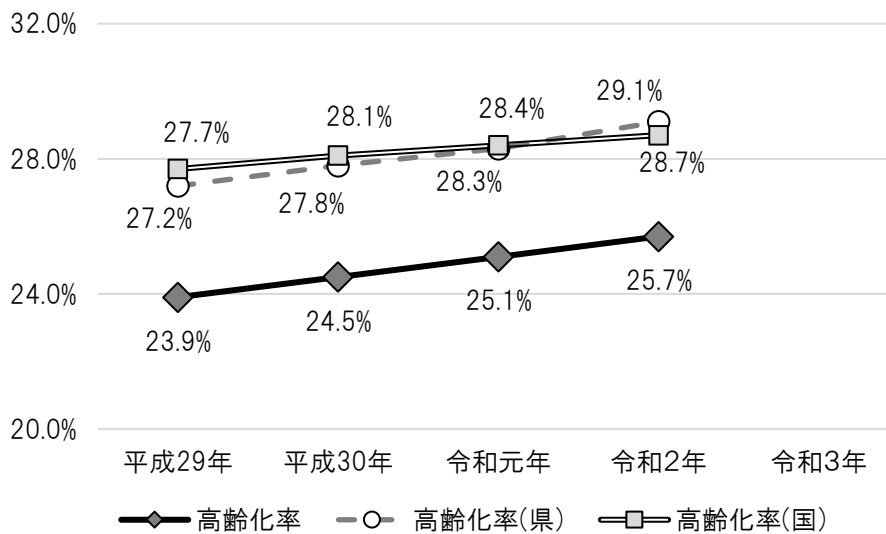
(4) 高齢者をめぐる状況

① 高齢化率の状況

高齢化率は国や県の平均と比べると低い値となっており、令和3年における高齢化率は●%となっています。(令和3年データが分かり次第修正)

平成29年から令和3年にかけて高齢化率は●ポイント上昇しており、これは県の同時期の●ポイントと同程度、国の●ポイントより大きく、高齢化の進行がみられます。(令和3年データが分かり次第修正)

◆ 高齢化率の推移



資料：市・県 栃木県毎月人口調査（各年10月1日現在）
国 総務省統計局（各年10月1日現在）

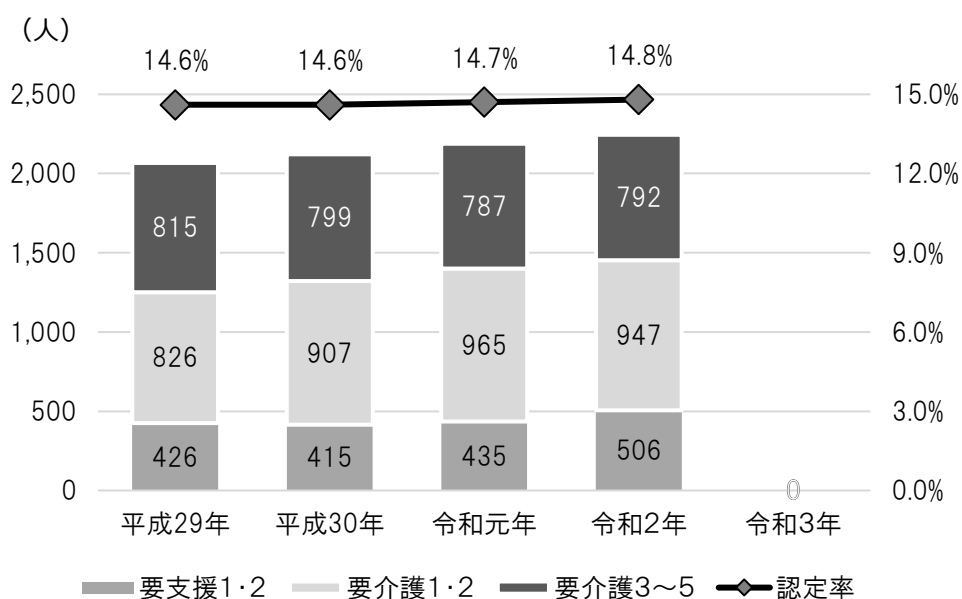
②高齢者世帯の状況

2020年国勢調査の詳細な結果が発表され次第作成します。

③介護認定者数と認定率の状況

65歳以上の介護保険の要介護・要支援認定者数は高齢者人口の増加に伴って年々増加傾向にあり、(令和3年データが分かり次第記載)

◆介護認定者数と認定率の推移

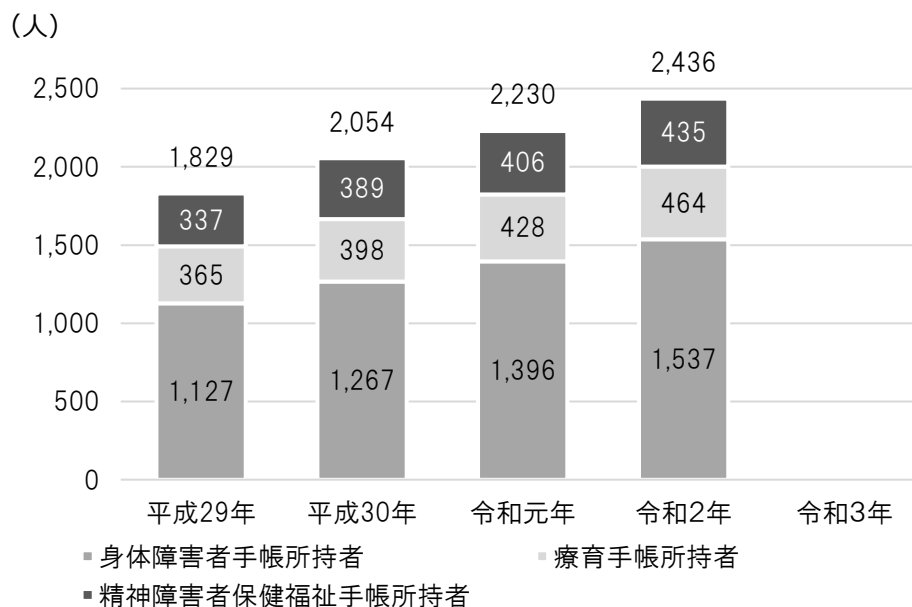


資料：介護保険事業状況報告（9月月報）

(5) 障がいのある方の状況

障害者手帳所持者数は3区分全てにおいて増加傾向にあり、令和2年現在で 2,436 人（身体障害者手帳所持者 1,537 人、療育手帳所持者 464 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 435 人）となっています。（令和3年データが分かり次第修正）

◆障害者手帳所持者数の推移



令和3年データが分かり次第追加

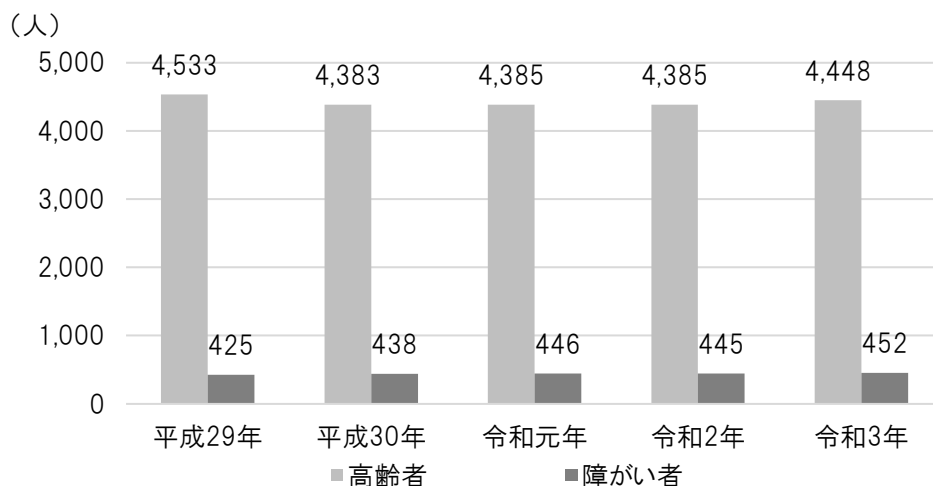
資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

(6) 避難行動要支援者名簿登録者数の状況

避難行動要支援者名簿登録者数についてみると、高齢者では横ばい傾向になっており、令和3年で4,448人となっています。

障がい者については増加傾向にあり、令和3年現在で452人となっています。

◆避難行動要支援者名簿登録者数の推移

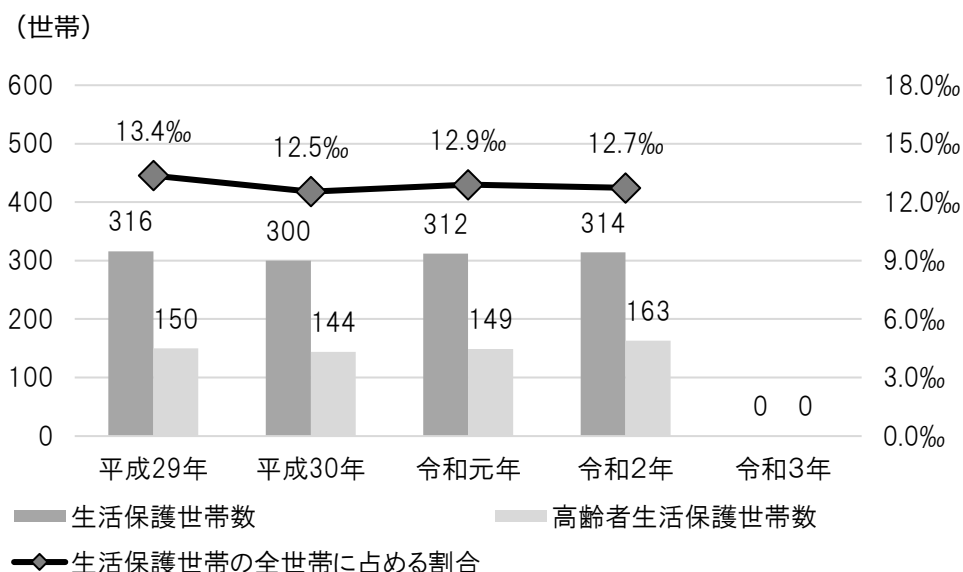


資料：高齢福祉課・社会福祉課（各年4月1日現在）

(7) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は横ばいで推移しており、(令和3年度データが分かり次第記載)

◆生活保護世帯の推移



資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

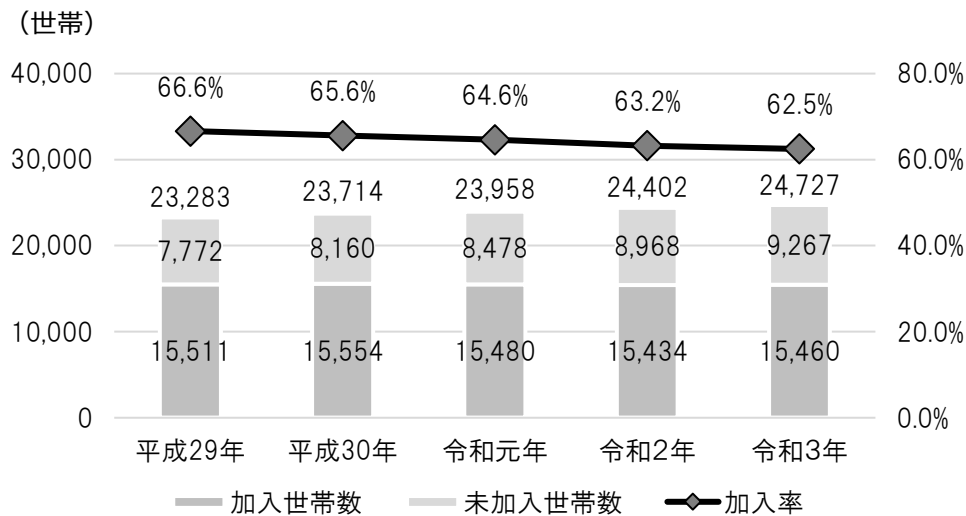
(8) 地域活動の状況

①自治会加入世帯数及び加入率の推移

自治会加入世帯数は令和元年以降減少傾向に転じ、令和3年で15,460世帯となっています。一方で、未加入世帯数は一貫して増加傾向にあります。

また、加入率は一貫して減少傾向にあり、令和3年で62.5%となっています。

◆自治会加入世帯数及び加入率の推移

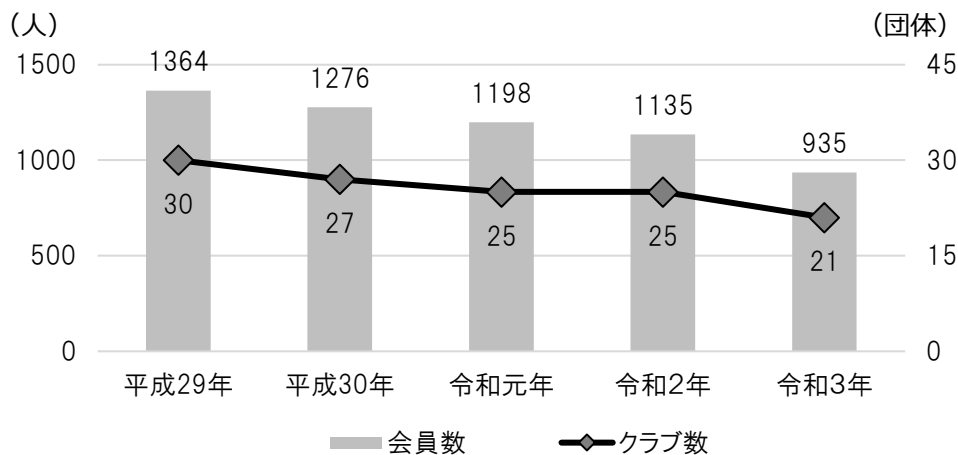


資料：市民協働推進課（各年4月1日現在）

②老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

老人クラブ会員数及びクラブ数は一貫して減少しており、特に令和2年から令和3年にかけていずれも大きく減少しています。

◆老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

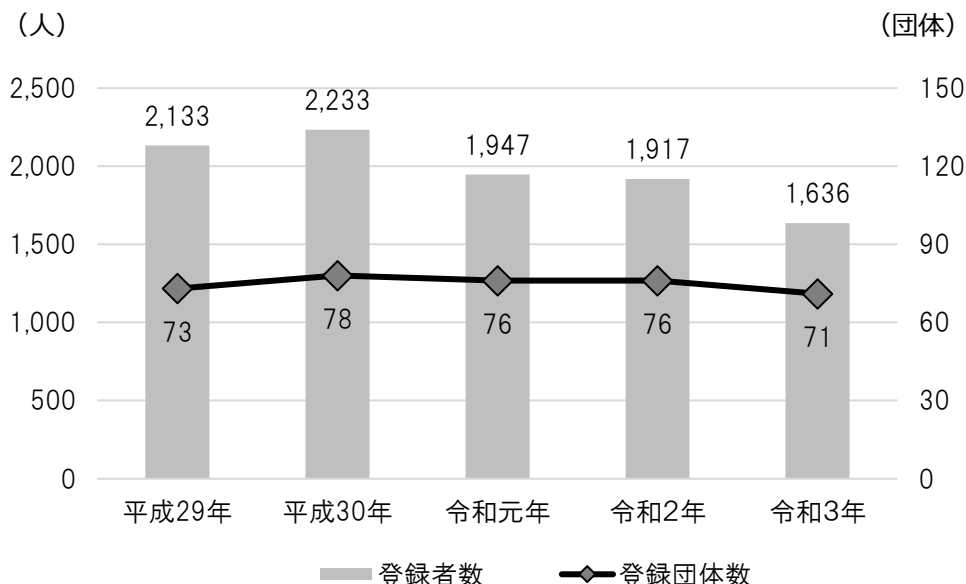


資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

③ ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

ボランティア登録者数及び登録団体数はいずれも平成30年を境に減少傾向となっており、令和3年で登録者数が1,636人、登録団体数が71団体となっています。

◆ ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

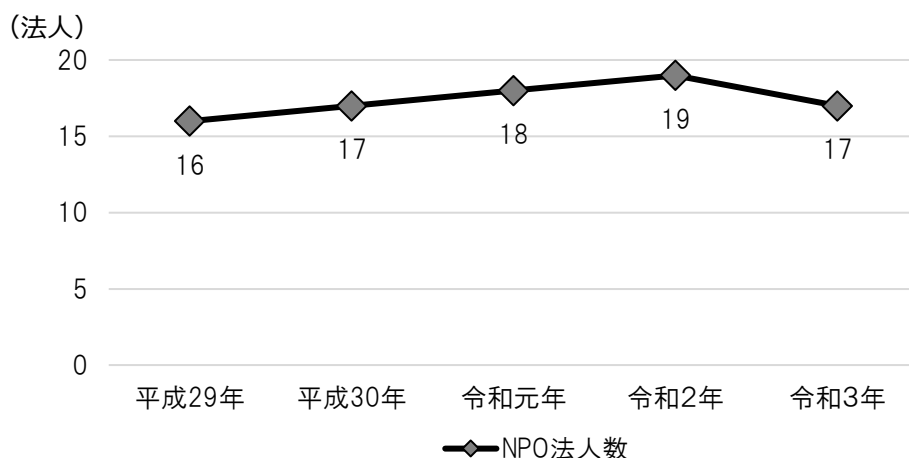


資料：社会福祉協議会（各年3月31日現在）

④ NPO法人数の推移

NPO法人数については、令和2年まで増加傾向にありましたが令和3年には2法人減少し、17法人となっています。

◆ NPO法人数の推移



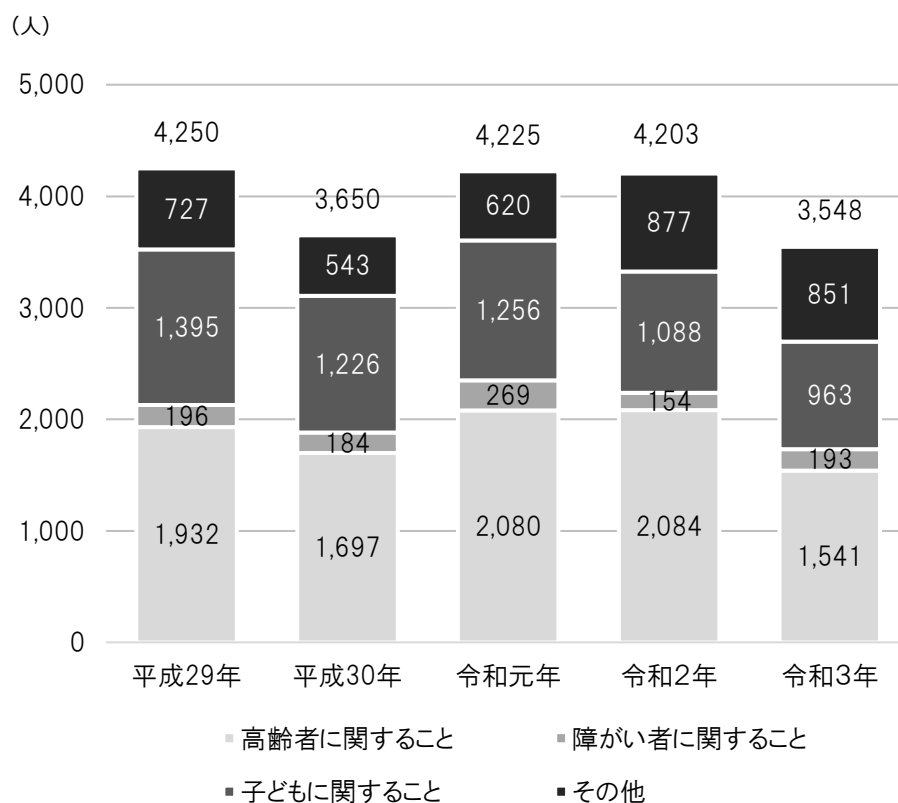
資料：市民協働推進課（各年3月31日現在）

⑤ 民生委員・児童委員活動の推移

民生委員・児童委員への相談件数についてみると、年ごとに増減はあるものの概ね年間4,000件程度で推移しています。

相談内容については「高齢者に関すること」が最も多く、令和3年で1,541人となっており、次いで「子どもに関すること」が963件となっています。

◆ 民生委員・児童委員の相談件数の推移

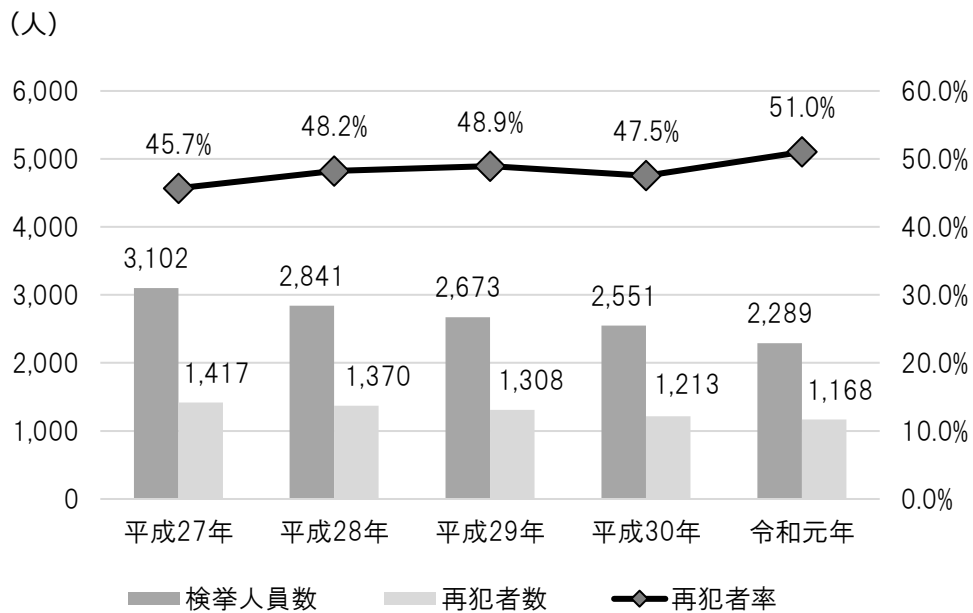


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(9) 県内の再犯防止を取り巻く状況

検挙人員数が減少する中、再犯者数もゆるやかな減少傾向にあります。
一方で、再犯者率は上昇傾向にあり、令和元年で51.0%となっています。

◆県内の再犯者数・再犯者率の推移



資料：法務省（各年12月31日現在）

2 各種調査から見える市の現状

(1) 市民アンケート調査から見る市民意識の現状

調査の概要

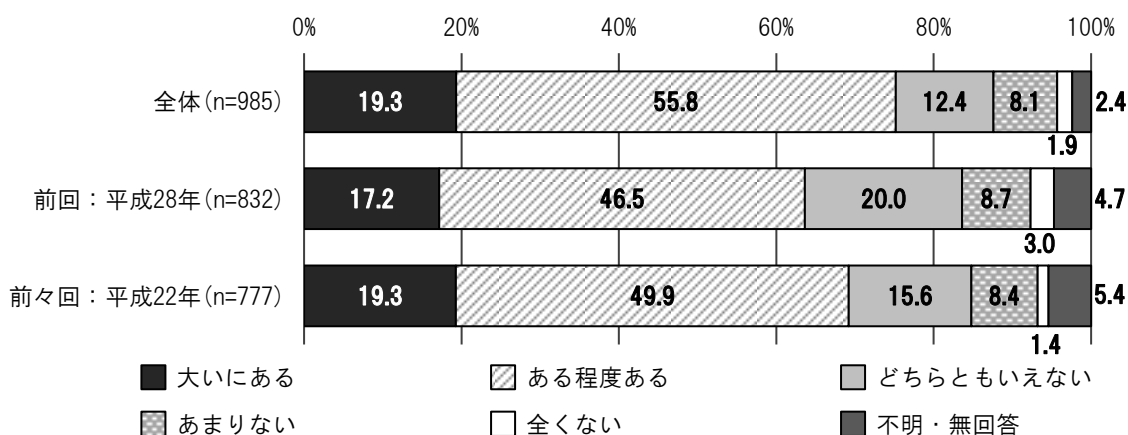
本調査は、市内在住の18歳以上の市民2,000人の方を対象に実施しました。実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

項目	詳細
調査対象地域	下野市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の市民2,000人 年代別無作為抽出
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和3年7月9日～26日
有効回収数	985件
有効回収率	49.3%

調査結果の概要

【地域への愛着】

地域への愛着が「大いにある」「ある程度ある」と答えた方の割合は75.1%となっており、前回調査から11.4ポイント増加しています。

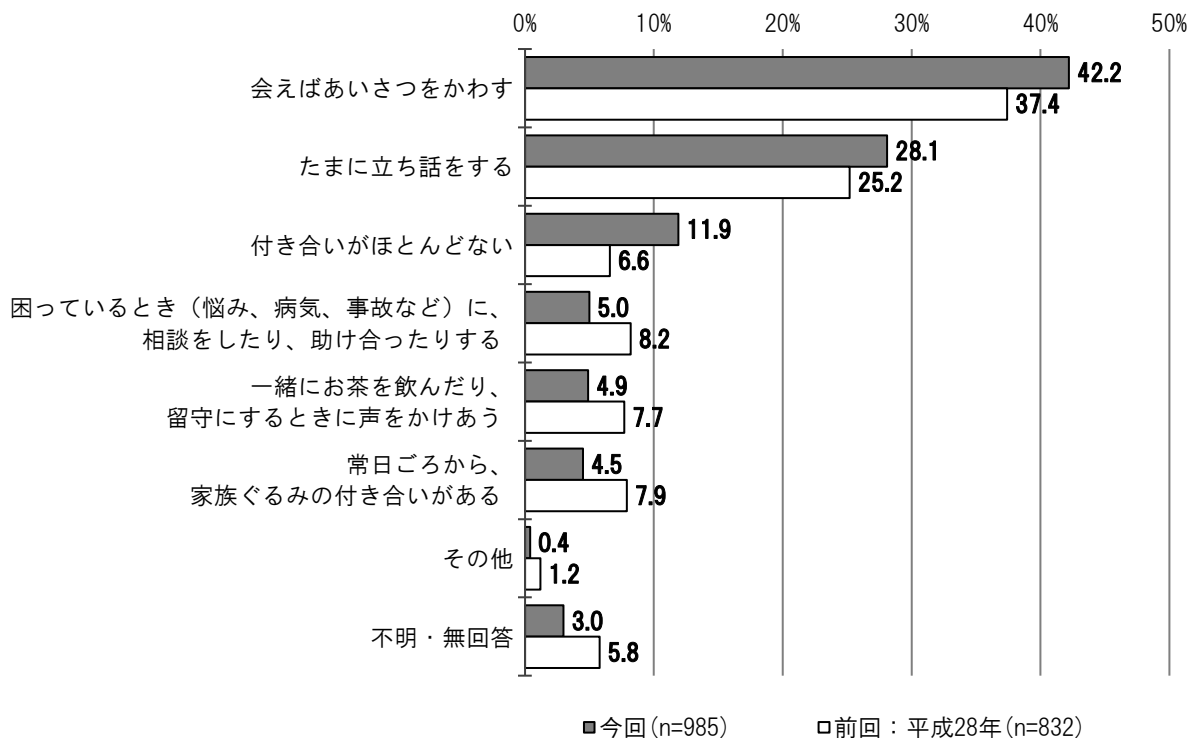


※ 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。(以降同様)

【普段の近所付き合い】

普段の近所付き合いについては「会えばあいさつをかわす」が42.2%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする」が28.1%となっています。

一方、「付き合いがほとんどない」が11.9%となっており、前回調査から5.3ポイント増加しています。



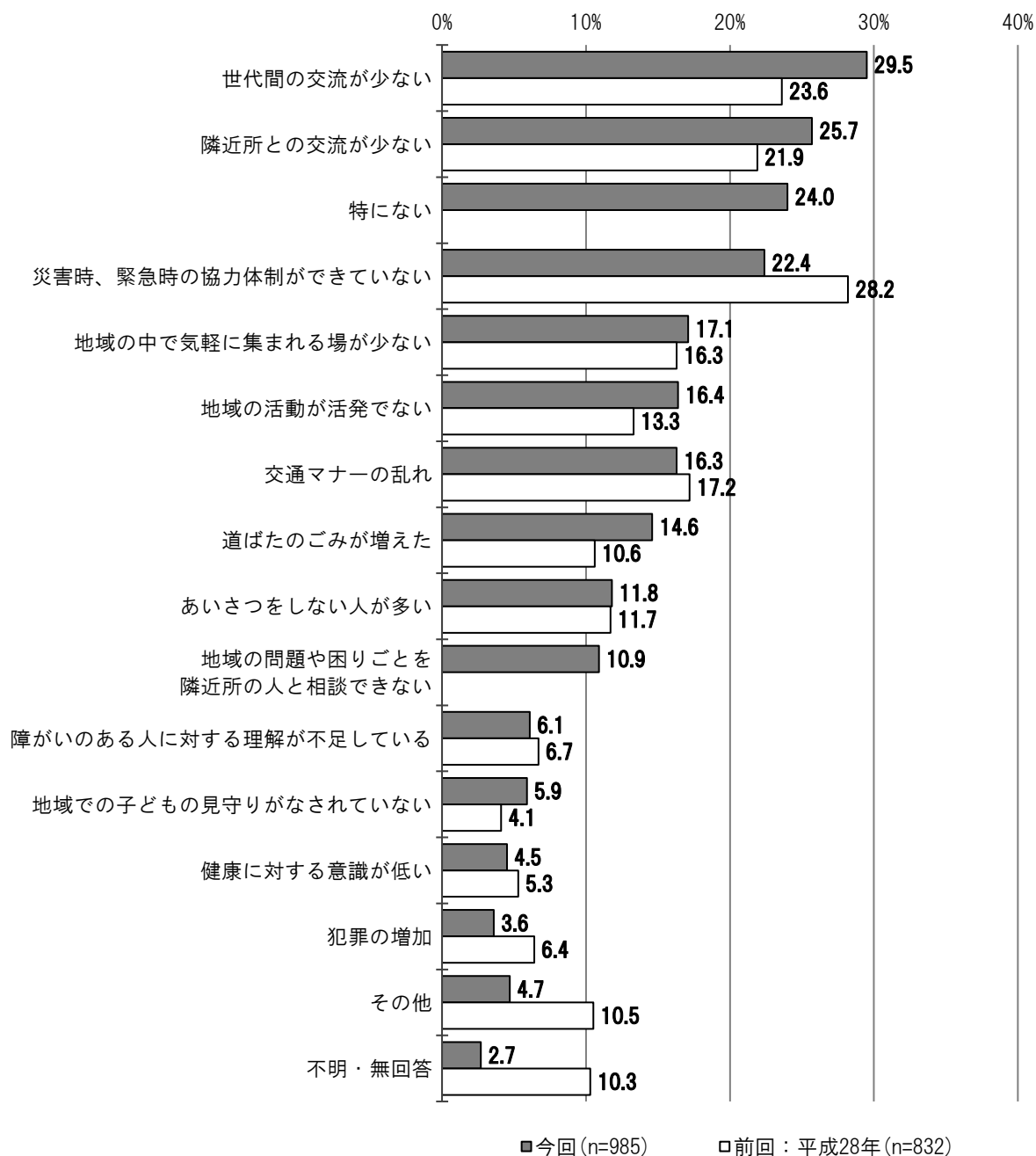
年代別に普段の近所付き合いの状況を見ると、「付き合いがほとんどない」について若い世代で高い傾向にあります。年代が高くなるほど、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」など親密な関係への回答が高くなっています。

あなたは、ふだん近所の人との程度の付き合いをされていますか。	年代						全体 (n=985)
	10・20歳代 (n=192)	30歳代 (n=153)	40歳代 (n=162)	50歳代 (n=145)	60歳代 (n=161)	70歳代以上 (n=156)	
会えばあいさつをかわす	57.3%	56.9%	48.8%	46.9%	21.7%	21.2%	42.2%
たまに立ち話をする	13.0%	16.3%	28.4%	31.7%	46.0%	37.2%	28.1%
付き合いがほとんどない	25.0%	16.3%	11.7%	7.6%	6.2%	1.3%	11.9%
困っているとき(悩み、病気、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりする	3.1%	2.6%	2.5%	4.1%	5.6%	12.2%	5.0%
一緒にお茶を飲んだり、留守にするときに声をかけあう	0.5%	3.3%	1.9%	2.1%	11.2%	9.0%	4.9%
常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある	0.5%	3.3%	3.7%	4.1%	5.0%	10.9%	4.5%

【地域の中での問題点や不足していると思うこと】

地域の中での問題点や不足していると思うことについては、「世代間の交流が少ない」が29.5%と最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が25.7%、「特にない」が24.0%となっています。

前回調査では「地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない」「特にない」の選択肢が無く単純な比較はできませんが、「世代間の交流が少ない」「道ばたのごみが増えた」が5ポイント程度増加しています。



【地域の中で課題を抱える世帯の状況】

「引きこもり」や「8050問題」、「ごみ屋敷」などの制度の狭間に該当する課題を抱える世帯を把握しているかについてみると、「わからない」が49.3%と最も高く、次いで「いない」が23.8%となっています。

付き合い度合い別にみると、付き合いが深いほど地域課題に関心を持ち、状況を把握している傾向にあり、付き合い度合いが「ある」では、「80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している」「仕事や学校に行かず、概ね6か月以上続けて自宅にひきこもっている人がいる」が1割を超えています。

●地域の中で課題を抱える世帯の状況×付き合いの度合い(クロス集計)

あなたの住んでいる地域の中に、以下のように見受けられる世帯はありますか。	付き合い度合い			全体 (n=985)
	ある (n=141)	少しある (n=693)	ほとんどない (n=117)	
80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している	12.8%	8.7%	2.6%	8.6%
仕事や学校に行かず、概ね6か月以上続けて自宅にひきこもっている人がいる	10.6%	4.2%	2.6%	5.1%
建物や敷地内にごみなどを積み上げた状態（いわゆる「ごみ屋敷」）で生活している	7.1%	4.6%	1.7%	4.7%
10代から30代前後で、就学や就労していない人がいる	9.2%	3.5%	3.4%	4.6%
親の介護と子育てを同時にしている	7.8%	3.5%	2.6%	3.9%
働いているが、生活に支障があるほど経済的に困っている	4.3%	2.2%	1.7%	2.3%
子どもや高齢者、障がいなどの各福祉分野に該当するサービスなどがないため、必要な支援を受けることができていない人がいる	2.8%	1.4%	0.0%	1.4%
経済的な理由で、衣食住の確保や病院の受診などができていない人がいる	3.5%	0.9%	1.7%	1.3%
犯罪や非行を繰り返している人がいる	1.4%	0.9%	0.9%	0.9%
18歳未満の子どもが家族の世話や介護をしている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他お困りの人がいる	4.3%	3.2%	0.9%	3.4%
いない	32.6%	23.4%	12.8%	23.8%
わからない	24.1%	51.8%	70.9%	49.3%
(付き合い度合いに関する分析の判定条件)	22ページの選択肢で右の3つ以外	「会えばあいさつをかわす」「たまに立ち話をする」	「付き合いはほとんどない」	

課題を抱える世帯を把握しているかについて、福祉への関心別にみると、概ね福祉への関心が高いほど課題を把握している傾向にあります。

特に、「親の介護と子育てを同時にしている」「子どもや高齢者、障がいなどの各福祉分野に該当するサービスなどがいないため、必要な支援を受けることができない人がいる」については、福祉への関心が「とてもある」で全体に比べ5ポイント以上高くなっており、福祉への関心が高い人で、制度の狭間への関心が高いことが伺えます。

●地域の中で課題を抱える世帯の状況×福祉への関心(クロス集計)

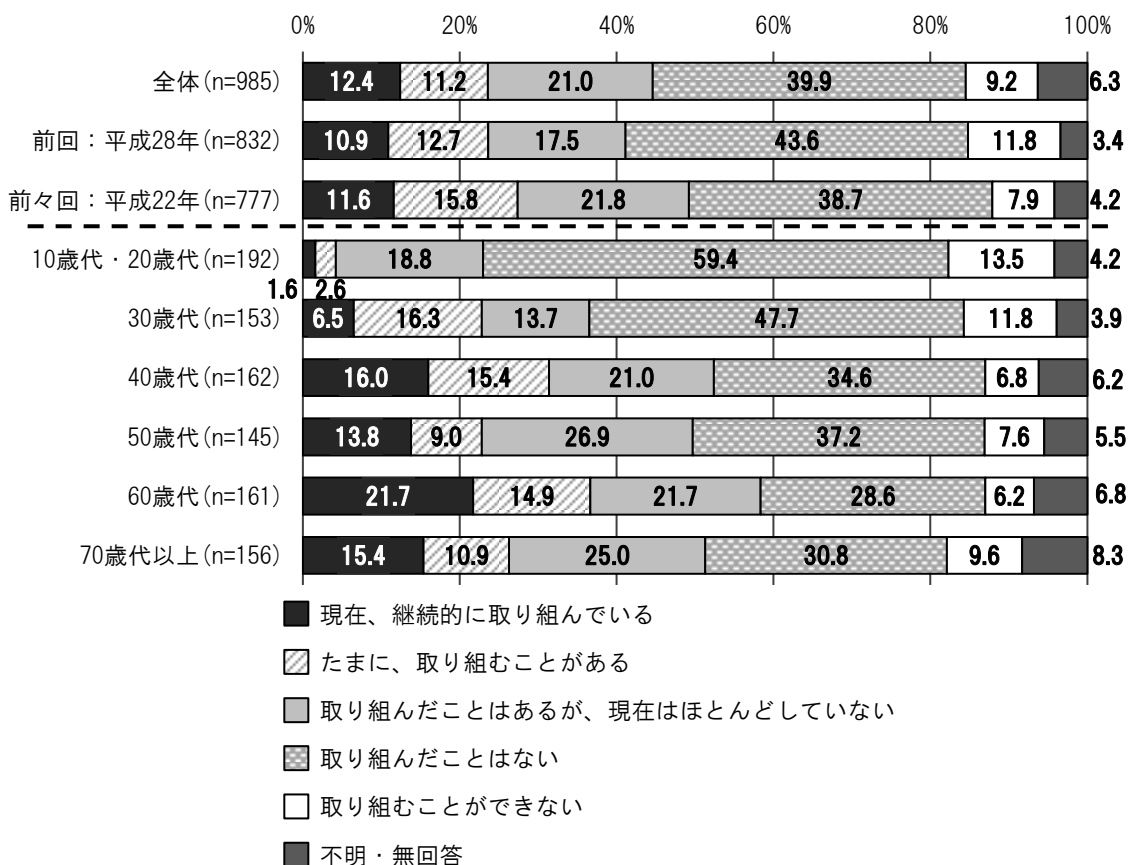
あなたの住んでいる地域の中に、以下のように見受けられる世帯はありますか。	福祉への関心				全体 (n=985)
	とてもある (n=103)	ある (n=539)	あまりない (n=264)	全くない (n=24)	
80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している	10.7%	9.5%	5.3%	8.3%	8.6%
仕事や学校に行かず、概ね6か月以上続けて自宅にひきこもっている人がいる	8.7%	4.3%	4.5%	0.0%	5.1%
建物や敷地内にごみなどを積み上げた状態（いわゆる「ごみ屋敷」）で生活している	6.8%	5.2%	3.4%	0.0%	4.7%
10代から30代前後で、就学や就労していない人がいる	7.8%	4.5%	4.2%	0.0%	4.6%
親の介護と子育てを同時にしている	11.7%	3.2%	2.7%	4.2%	3.9%
働いているが、生活に支障があるほど経済的に困っている	5.8%	2.2%	1.5%	0.0%	2.3%
子どもや高齢者、障がいなどの各福祉分野に該当するサービスなどがいないため、必要な支援を受けることができていない人がいる	6.8%	1.3%	0.0%	0.0%	1.4%
経済的な理由で、衣食住の確保や病院の受診などができていない人がいる	1.9%	1.7%	0.8%	0.0%	1.3%
犯罪や非行を繰り返している人がいる	1.9%	0.6%	1.1%	0.0%	0.9%
18歳未満の子どもが家族の世話や介護をしている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他お困りの人がいる	6.8%	3.2%	2.7%	0.0%	3.4%
いない	20.4%	24.9%	21.6%	20.8%	23.8%
わからない	38.8%	49.5%	55.3%	54.2%	49.3%

【各種支援活動】

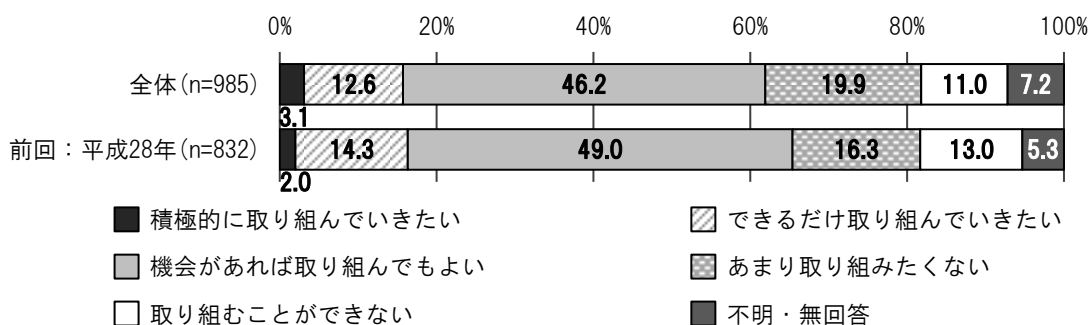
地域や住民に対する各種の支援活動等への取り組み状況についてみると、「取り組んだことはない」が39.9%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が21.0%となっています。

「現在、継続的に取り組んでいる」は12.4%となっており、前回調査からわずかに増加しています。

年代別にみると、40歳代と60歳代で「現在、継続的に取り組んでいる」「たまに、取り組むことがある」の合計が3割を上回っています。



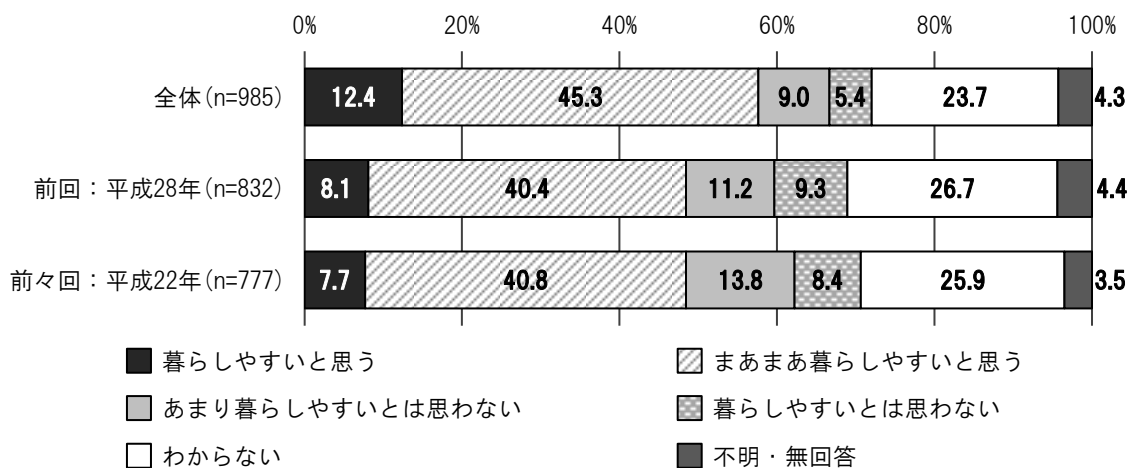
今後の各種支援活動への取り組み意欲についてみると、「機会があれば取り組んでもよい」が46.2%と最も高く、これに「積極的に取り組んでいきたい」と「できるだけ取り組んでいきたい」をあわせると61.9%となっています。



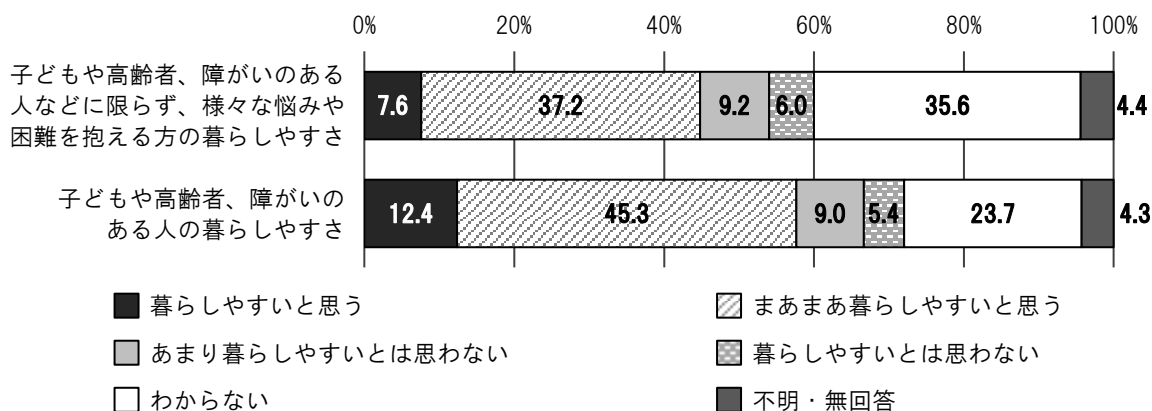
【まちの暮らしやすさ】

子どもや高齢者、障がいのある人などにとってのまちの暮らしやすさについてみると、全体では「まあまあ暮らしやすいと思う」が45.3%と最も高く、次いで「わからない」が23.7%、「暮らしやすいと思う」が12.4%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年から平成28年は概ね横ばい傾向であったところから、平成28年の調査と比較すると今回の調査では「暮らしやすいと思う」が4.3ポイント、「まあまあ暮らしやすいと思う」が4.9ポイント増加しています。



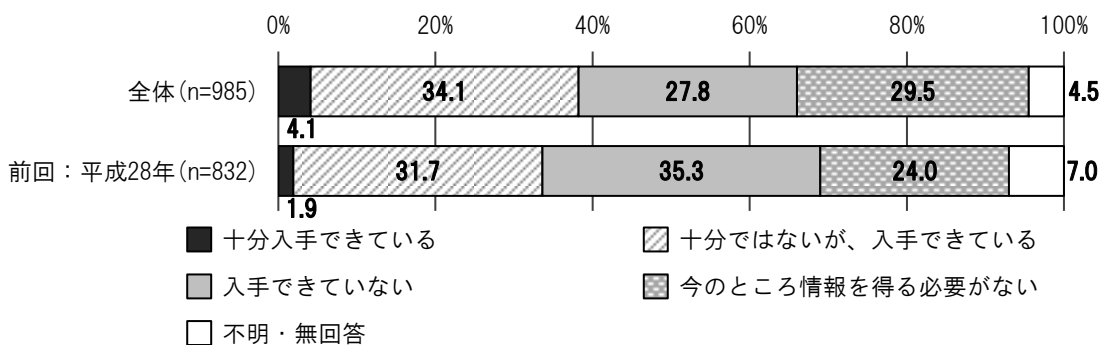
子どもや高齢者、障がいのある人などに限らず、様々な悩みや困難を抱える方にとって、相談がしやすいなど、暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「まあまあ暮らしやすいと思う」が37.2%と最も高く、次いで「わからない」が35.6%となっています。



【福祉サービスの情報の入手状況】

自分に必要な福祉サービスの情報の入手状況についてみると、全体では「十分ではないが、入手できている」が34.1%と最も高く、次いで「今のところ情報を得る必要がない」が29.5%、「入手できていない」が27.8%となっています。

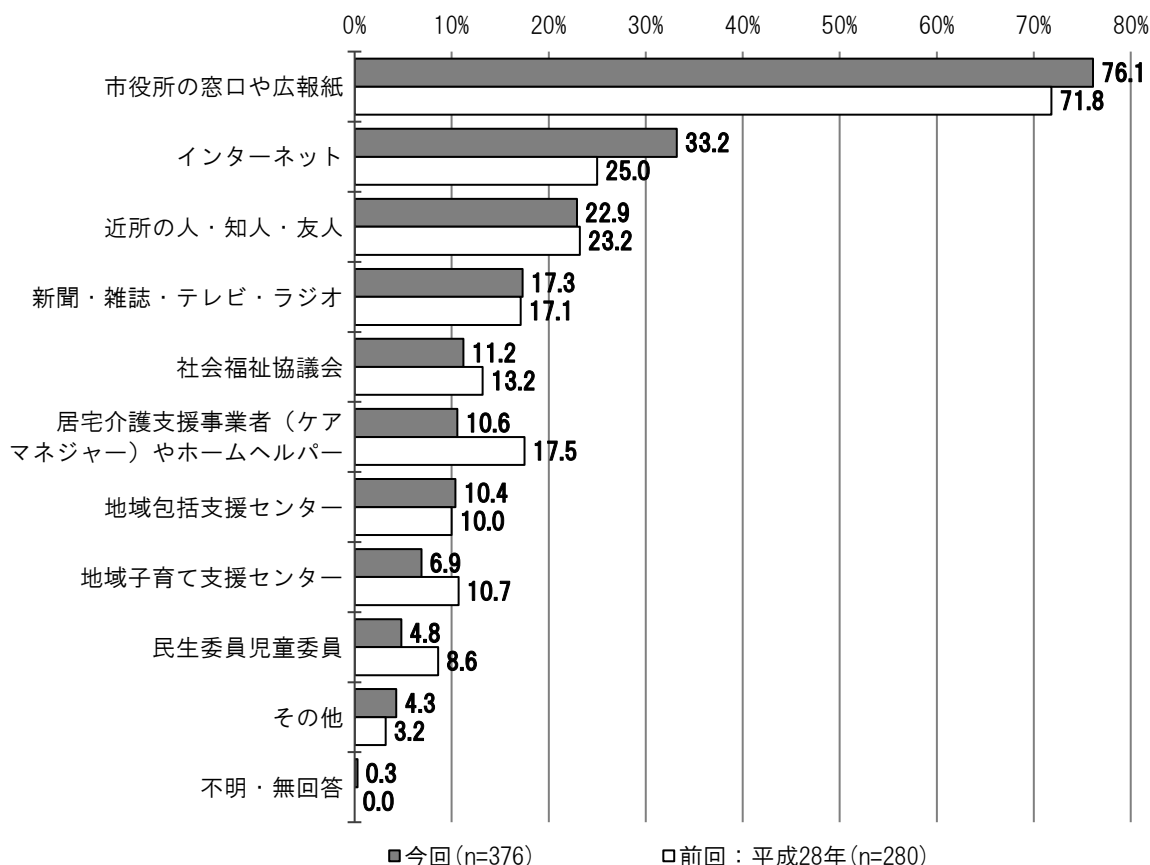
前回調査と比較すると、「入手できていない」が7.5ポイント減少している一方、「今のところ情報を得る必要がない」が5.5ポイント増加しています。



【福祉サービスに関する情報の入手先】

福祉サービスに関する情報の入手先についてみると、「市役所の窓口や広報紙」が76.1%と最も高く、次いで「インターネット」が33.2%、「近所の人・知人・友人」が22.9%となっています。

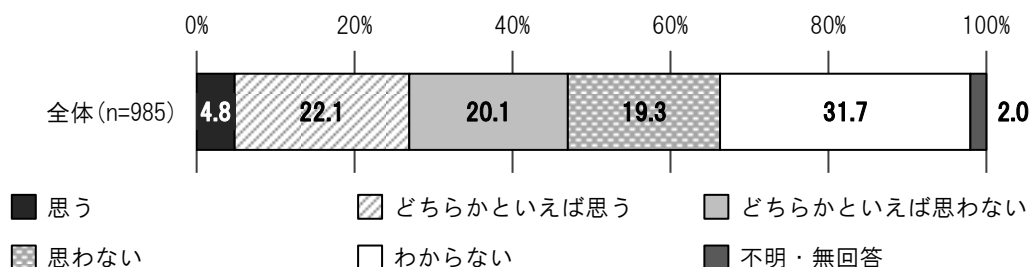
前回調査と比較すると、「インターネット」が8.2ポイント増加しています。



【犯罪をした人の立ち直りへの協力意向】

犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについてみると、「わからない」が31.7%と最も高くなっています。

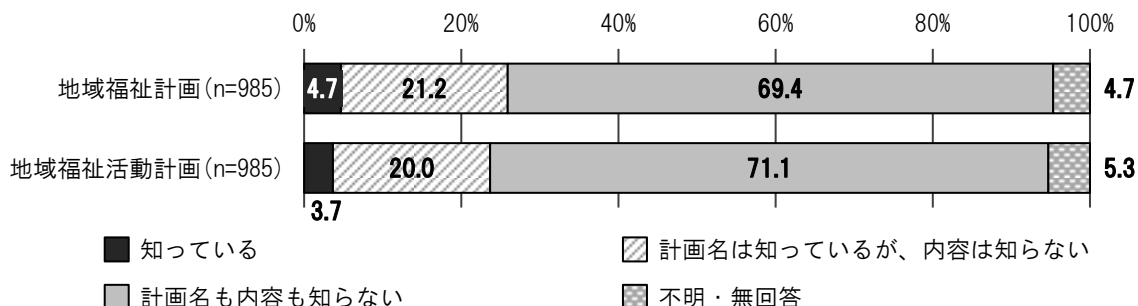
また、「思わない」「どちらかといえば思わない」の合計が39.4%と、「思う」「どちらかといえば思う」の合計の26.9%を上回っています。



【下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度】

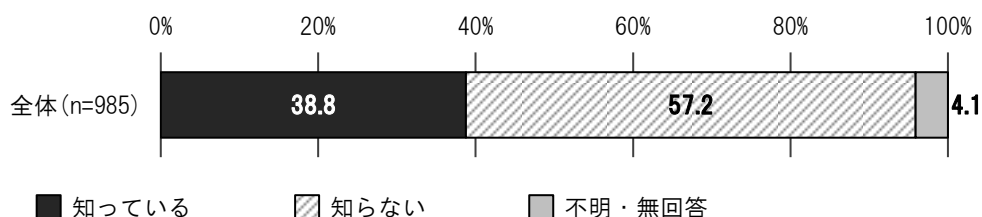
下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度について、内容まで「知っている」割合はそれぞれ4.7%・3.7%と、1割未満になっています。

「計画名は知っているが、内容は知らない」の割合はいずれも2割程度となっています。



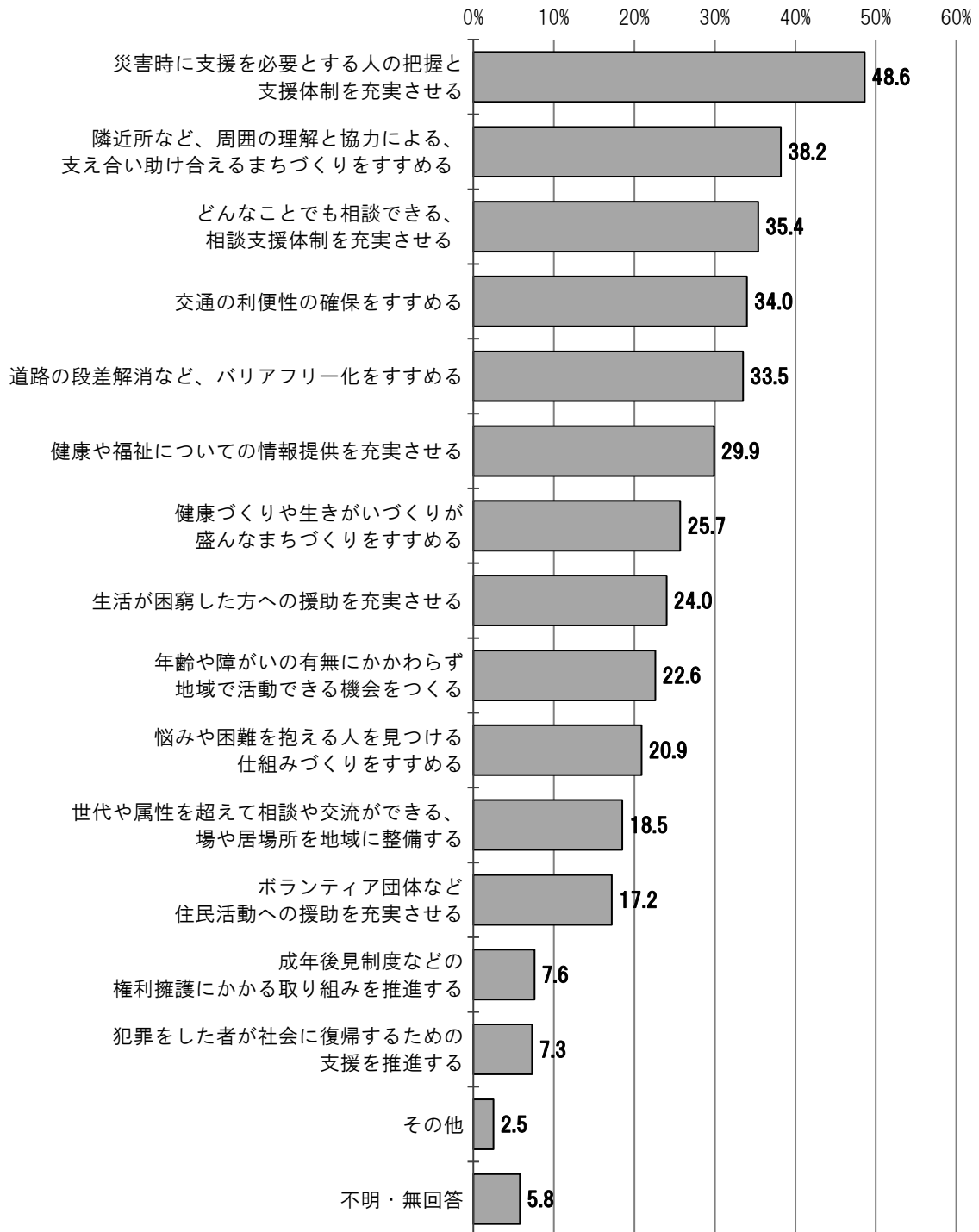
【市民の参加/協力の必要性の認知度】

地域福祉を進めるためには、市民の参加・協力が必要とされていることの認知度について、「知らない」が57.2%と、「知っている」の38.8%を上回っています。



【保健福祉施策をより充実していくために重要な取り組み】

保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みについてみると、「災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる」が48.6%と最も高く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による、支え合い助け合えるまちづくりをすすめる」が38.2%、「どんなことでも相談できる、相談支援体制を充実させる」が35.4%となっています。



n=985

(2) 団体アンケート調査・ヒアリングから見る現状

調査の概要

本調査は、市内で活動する団体・事業者等を対象に実施しました。
実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

実施概要

調査の実施にあたっては、はじめに郵送配布・郵送回収による調査票での調査を行い、その後一部団体について詳細な聞き取り調査を行う形式で実施しました。

項目	調査票での調査	聞き取り調査
調査対象	下野市内で活動される団体・事業者等 (調査票 69 件、聞き取り 6 件)	
調査形式	アンケート調査	ヒアリング調査
調査時期	令和3年7月13日～8月6日	令和3年8月25日～31日

回収状況 (調査票での調査)

対象	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
市内団体・事業者等	69 件	56 件	81.2%

調査結果の概要

記号の説明 ▷：アンケート調査のご意見 ☆：ヒアリング調査のご意見

●地域の中で課題に感じることについて

- ▷地域の中で課題に感じることについて、「世代間の交流が少ない」が48.2%と最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が41.1%となっています。活動内容別にみると、障がい者福祉に関する活動団体では「障がいのある人に対する理解が不足している」が70.0%と高くなっていますが、その他の活動内容では1割台と差がみられません。
- ▷地域課題として「世代間での価値観の違いがある」という回答が多くあり、今後多様な主体間での連携などを通して世代間交流に取り組んでいきたいという回答も挙げられています。
- ▷また、隣近所の交流が薄いことも課題として挙げられており、中でも地域との繋がりが薄いために必要な支援を受けられていない世帯への支援として有償ボランティア等のサービスを有効的に行っている団体もあるとの回答があります。
- ☆ヒアリングでは、地域における多様な方の理解については、障がい者や認知症の方、外国人などへの理解が不足している人もおり、その解消に向けては、障がいの有無やその他の属性に捉われず、当事者の個性を活かすことのできる場づくり・機会づくりが重要だという意見が挙げられています。

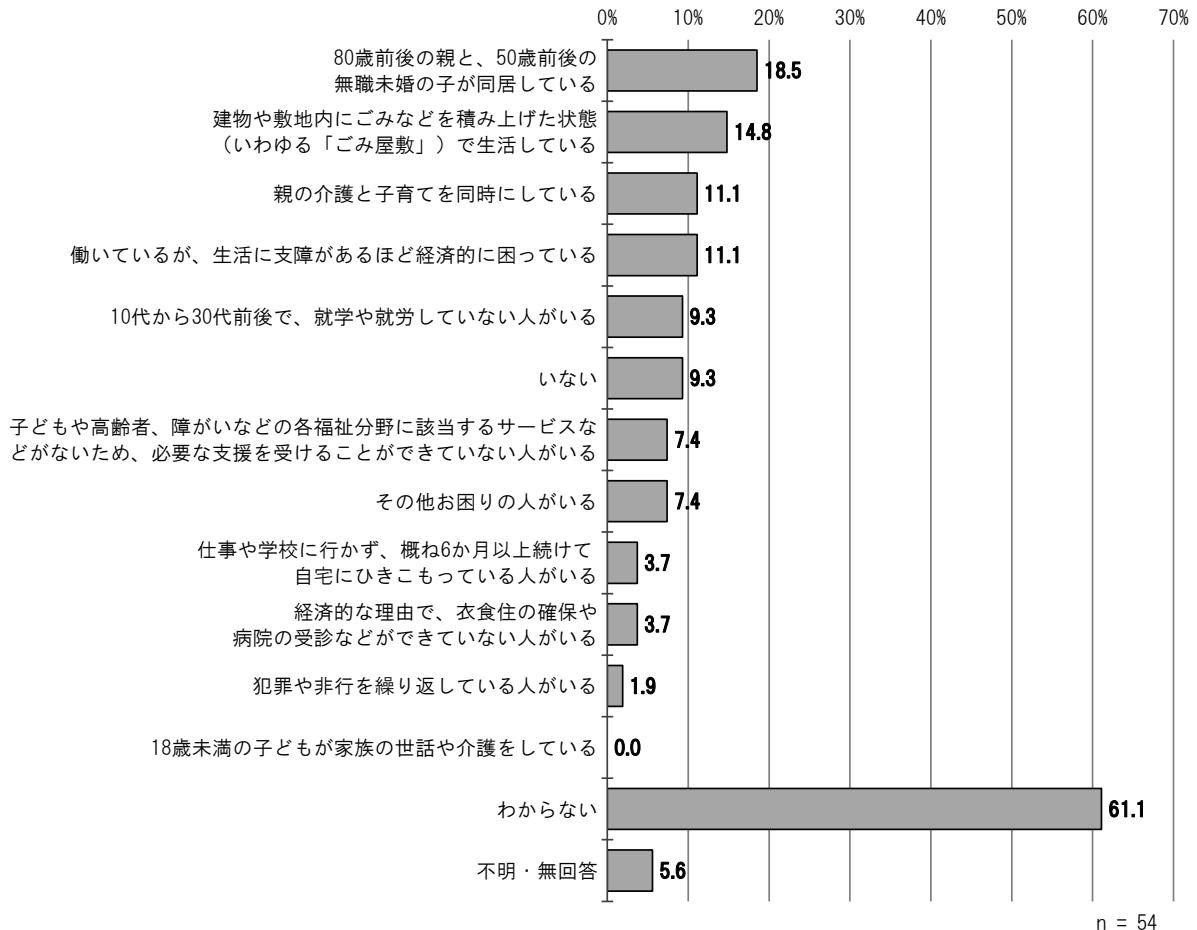
第2章 地域福祉をめぐる市の現状と課題

活動を通じて、地域の中で課題に感じることは何ですか。 (全体で2割以上の選択肢を抜粋)	活動内容				全体 (n=56)
	高齢者福祉 (n=17)	障がい者福祉 (n=10)	子育て支援 (n=16)	地域づくり・ コミュニティ (n=13)	
世代間の交流が少ない	41.2%	60.0%	31.3%	69.2%	48.2%
隣近所との交流が少ない	29.4%	50.0%	37.5%	53.8%	41.1%
地域の中で気軽に集まれる場が少ない	35.3%	59.0%	25.0%	23.1%	32.1%
地域の活動が活発でない	41.2%	20.0%	18.8%	30.8%	28.6%
障がいのある人に対する理解が不足している	17.6%	70.0%	12.5%	15.4%	25.0%
地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない	23.5%	50.0%	12.5%	15.3%	23.2%
災害時、緊急時の協力体制ができていない	23.5%	20.0%	6.3%	38.5%	21.4%

●課題のある世帯の状況について

▷「80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居している」が18.5%と最も高く、「建物や敷地内にごみなどを積み上げた状態（いわゆる「ごみ屋敷」）で生活している」が14.8%となっています。

☆ヒアリングでは、80歳前後の親と、50歳前後の無職未婚の子が同居しているいわゆる8050問題については、経済的な問題や家庭内の状況などから、支援が難しく、課題が複雑になっているという意見が挙げられています。



●各団体の活動推進について

▷各団体の活動を推進していく上での課題としては、活動を企画・運営するメンバー及びイベント等に訪れる参加者の双方の減少について多く回答があります。

地域活動に参画する人材が減少している要因としては、高齢化や生活様式の変化、地域の繋がりに対する意識の希薄化が挙げられています。

こうした要因への対応に向けて、様々な年代が参加しやすいイベント内容の企画や交通手段の確保、生活様式の変化に対応した休日等のイベントの開催、地域の繋がり意識の醸成等が方向性として挙げられています。

▷団体メンバー間での連絡手段の活用状況としては、SNS 等を効果的に活用し連絡を取っているという回答があった一方、こうしたツールの利用方法がわからない、活動の性質上難しいという回答もあります。

▷地域住民のイベント参加やサービス利用等の促進にかかる情報提供手段では、「市の広報紙や窓口での案内を通して」「その他」が 40.7%と最も多く、「その他」の内容としては団体独自の紙媒体による情報提供が多くなっています。次いで、「社会福祉協議会を通して」が 29.6%となっています。

職員数・会員数別にみると、20 人以下の団体・事業者で「インターネット（ホームページ）を通して」が全体と比較して 23.3 ポイント高くなっています。

☆ヒアリングにおいては、団体活動に中心的に取り組むリーダーのなり手がいないという意見が挙げられています。

貴団体・事業者では、地域活動情報をどのように発信していますか。 (全体で2割以上の選択肢を抜粋)	職員数・会員数			全体 (n=56)
	20人以下 (n=19)	21~50人 (n=15)	51人以上 (n=15)	
市の広報紙や窓口での案内を通して	47.9%	33.3%	33.3%	40.7%
社会福祉協議会を通して	36.8%	20.0%	33.3%	29.6%
近所の人・知人・友人の口コミ等を通して	26.3%	33.3%	20.0%	25.9%
インターネット（ホームページ）を通して	47.4%	20.0%	6.7%	24.1%
新聞・雑誌・テレビ・ラジオを通して	36.8%	13.3%	13.3%	20.4%
地域の問題や困りごとを隣近所の人と相談できない	23.5%	12.5%	15.3%	23.2%
その他	31.6%	46.7%	53.3%	40.7%

●多様な主体との連携・協働による地域福祉活動の推進について

▷地域活動を行う上での他の団体や機関等との交流や連携、協力関係がある相手についてみると、「社会福祉協議会」が58.8%と最も高く、次いで「小・中学校・高校」「自治会」「行政」が約5割となっています。

活動内容別にみると、「自治会」は高齢者福祉、地域づくり・コミュニティ分野の団体で高いものの、障がい者福祉、子育て支援分野の団体で低くなっています。

また、「ボランティア団体」は地域づくり・コミュニティ分野の団体では61.5%と高くなっていますが、他の活動内容では3割以下となっています。

☆ヒアリング等においては、活動にあたってのアイデアや、地域課題を共有するために、団体同士での交流の機会や、情報交換の仕組みがあればよいという意見が挙げられています。

貴団体・事業者では、地域活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携、協力関係がありますか。 (全体で3割以上の選択肢を抜粋)	活動内容				全体 (n=56)
	高齢者福祉 (n=17)	障がい者福祉 (n=10)	子育て支援 (n=16)	地域づくり・ コミュニティ (n=13)	
社会福祉協議会	64.7%	60.0%	50.0%	61.5%	58.8%
小・中学校・高校	41.2%	50.0%	62.5%	46.2%	50.0%
自治会	82.4%	20.0%	12.5%	69.2%	48.2%
行政	29.4%	80.0%	43.8%	53.8%	48.2%
ボランティア団体	29.4%	30.0%	25.0%	61.5%	35.7%
老人クラブ	47.1%	10.0%	25.0%	46.2%	33.9%

●地域福祉活動推進にあたって重要な施策について

▷保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取り組みについてみると、「災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる」「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が51.8%と最も高く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による、支え合い助け合えるまちづくりをすすめる」が50.0%となっています。

活動内容別にみると、障がい者福祉分野で活動する団体では「成年後見制度などの権利擁護にかかる取り組みを推進する」が全体と比較して27.5ポイント高い40.0%となっています。また、地域づくり・コミュニティ分野で活動する団体では「ボランティア団体など住民活動への援助を充実させる」が76.9%と高くなっています。

☆ヒアリング等においては、独居高齢者や地域との繋がりが乏しい方に情報を提供するための仕組みをどう構築していくかが課題だという意見が挙げられています。

下野市の保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取り組みはどれですか。 (いずれかの区分で4割以上の選択肢を抜粋)	活動内容				全体 (n=56)
	高齢者福祉 (n=17)	障がい者福祉 (n=10)	子育て支援 (n=16)	地域づくり・ コミュニティ (n=13)	
災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる	52.9%	40.0%	62.5%	46.2%	51.8%
健康や福祉についての情報提供を充実させる	52.9%	50.0%	43.8%	61.5%	51.8%
隣近所など、周囲の理解と協力による、支え合い助け合えるまちづくりをすすめる	52.9%	40.0%	43.8%	61.5%	50.0%
健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりをすすめる	52.9%	50.0%	25.0%	46.2%	42.9%
どんなことでも相談できる、相談支援体制を充実させる	17.6%	40.0%	68.8%	38.5%	41.1%
交通の利便性の確保をすすめる	35.3%	50.0%	31.3%	46.2%	39.3%
世代や属性を超えて相談や交流ができる、場や居場所を地域に整備する	41.2%	50.0%	12.5%	53.8%	37.5%
年齢や障がいの有無にかかわらず地域で活動できる機会をつくる	29.4%	50.0%	31.3%	38.5%	35.7%
ボランティア団体など住民活動への援助を充実させる	23.5%	30.0%	12.5%	76.9%	33.9%
道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	23.5%	40.0%	31.3%	46.2%	33.9%
悩みや困難を抱える人を見つける仕組みづくりをすすめる	35.3%	40.0%	18.8%	38.5%	32.1%
成年後見制度などの権利擁護にかかる取り組みを推進する	5.9%	40.0%	6.3%	7.7%	12.5%



(3) 住民懇談会から見る現状

地域で活動している市民の方から、地域の現状や課題、地域を良くするためのアイデアなどをお聞きし、本計画を策定するにあたっての基礎資料とすることを目的として、ワークショップ形式の懇談会を実施しました。


実施概要

ワークショップでは幅広い層からご意見を伺うため、普段地域で活動されている方や地域福祉分野に携わっている方から構成される「深めるチーム」と、大学生等を中心とした若い世代の方から構成される「広げるチーム」の2つのチームを組織し開催しました。

深めるチーム

項目	詳細
対象	普段地域で活動されている方や地域福祉分野に携わっている方
日程	令和3年8月2日 午前10時～正午
実施方法	対面開催
参加者数	18名
実施 プログラム	<p>深めるチームにおいては、地域の状況や課題をお伺いし、今後へのアイデアをいただくという趣旨で、以下のプログラムにて実施しました。</p>
	<p>【地域の状況の共有】 地域の課題や状況について参加者より発表いただき、模造紙及び付箋を用いて整理を行いました。</p> 
	<p>【解決アイデアの検討】 整理された課題に対して、どのような解決アイデアがあるか検討いただきました。</p> 

広げるチーム

項目	詳細
対象	大学生等を中心とした若い世代の方
日程	令和3年8月29日 午前10時～正午
実施方法	オンライン開催
参加者数	18名
実施 プログラム	<p>大学生等を中心とした若い世代の方にも参加していただき、それぞれの立場から感じる課題意識をもとに、よりよい地域づくりに向けて何が必要かを議論していただくことを趣旨として、以下のプログラムにて実施しました。</p>
	<p>【地域で生活する人には、どんな困りごとがあるだろう】</p> <p>地域の生活で、自分や家族が困ったことについて見聞きした内容について、オンライン上の付箋に書き出していただきました。</p> <p>書いた意見を共有しながら、簡単に似た意見を集めて整理しました。</p> 
	<p>【登場人物をつくってみよう】</p> <p>議論の中で出た意見をみながら、「登場人物」をつくりました。</p> <p>名前や年齢なども考えることで、よりリアリティをもって地域の困りごとを考えることができました。</p>
	<p>【困りごとの解決には何があるとよいだろう】</p> <p>登場人物が抱える困りごとについて、どうしたら解決できるかを考えました。</p> <p>解決ストーリーを、4コマ漫画の形で完成させました。</p>
	<p>【自分にもできることがあるだろうか】</p> <p>完成したストーリーをみながら、「自分ならどんなことができるだろう？」を考え、各自チャットに書き込んでもらいました。</p>

結果概要

深めるチーム

議論の中で多く出た課題として、隣近所の付き合い、集いの場や身近な地域での活動、移動手段、ボランティア等の活動がありました。

隣近所の付き合いについては、人間関係が希薄になっている、若い方への声掛けが難しい、支援を必要な方の状況が分かりづらいといった課題が挙げられました。解決に向けて地域でできることとしては、あいさつや日頃の声掛け、互いに気に掛ける関係づくりが必要だという意見がありました。

地域の集いの場や自治会を含めた身近な地域での活動については、ふれあいサロンや認知症カフェ、老人会など、地域に根差した様々な集いの場において地域の繋がりが形成されている一方で、こうした取り組みへの参加者の減少や、運営側の負担について課題が挙げられています。また、自治会に関することとして、未加入世帯への啓発、役員等のなり手の確保が課題であるという意見がありました。こうした課題を踏まえ地域でできることとしては、積極的に集いの場やイベントに参加することや、趣味を活かした活動を行うことが挙げられています。

移動手段については、買い物をはじめとした日常生活において、特に免許を返納した方にとって課題であるという意見がありました。また、イベント等の地域交流への参加にあたっては、移動手段がないことが障壁になっている場合があることから、解決に向けてはデマンド交通等の移動手段の確保が必要だという意見がありました。こうした課題について、行政・社会福祉協議会にお願いしたいこととして移動手段の確保が挙げられています。

ボランティア等の活動への参加については、ボランティア活動等でリーダーとして活躍される方の高齢化に伴い、ノウハウを引き継いでいくことや、地域で活動する人材の育成が課題として挙げられています。地域でできることとしては、活動への参加とあわせて、日常生活の支援を行う有償ボランティア等の活動の活性化に向けた情報発信等について意見がありました。

広げるチーム

地域の困りごととしては、高齢者や障がい者の地域参加、移動手段、情報提供、地域のつながりの希薄化など、幅広い分野から課題が挙げられました。さらに、インターネットの活用や、世代間交流、親世代の定年後の地域活動への参加など、大学生を中心とした若い世代ならではの課題意識がみられました。

こうした課題のうち、「地域活動に参加したいが機会のない大学生」「移動手段がない高齢者」「地域活動への多世代の参加」について、課題解決に向けた提案や、自分たちにできることを考えていただきました。

その中で、地域活動への参加にあたっては敷居を下げるのが重要だという意見が挙げられました。また、移動手段の確保に向けた支援に関する情報提供が重要であり、家族やご近所など周りの方の手助けによって解決できるという案が示されました。地域活動への参加に関しては、SNS等の活用により若い世代の参加を促進することができ、世代間交流が生まれるきっかけになるという意見がありました。

3 第2期計画取組の進捗状況

第2期計画の進捗状況について、同計画の進捗管理などを目的とする「第2期下野市地域福祉計画推進委員会」において検討した結果は以下のとおりです。

基本目標1 ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

取組		進捗状況	
①	ふれあい交流の促進	市	地域活動団体や学校、スポーツ団体、サロン運営ボランティア等がふれあい交流の場や機会づくりに取り組みました。
		社会福祉協議会	しもつけふくしフェスタや三世代交流事業等の実施など、関係機関・団体と連携し、市民同士が交流する機会を創出しました。また、市民ニーズの高まりに応じて、サロンの運営体制の強化を図りました。
②	地域交流の場となる拠点づくり	市	公民館では各種講座の実施やサークル活動等の支援を行い、障がい者施設では地域のイベントをとおして障がい者の自立支援や社会参加を促しました。また、公共施設においては、利用者が安心して利用できるよう改修工事やサービス提供内容の向上に取り組みました。
		社会福祉協議会	市民の福祉活動の拠点として、コミュニティ施設や公民館などの既存施設の活用に努めました。
③	地域を支え、育むコミュニティづくり	市	組織・団体間の連携推進に向けたネットワーク構築や、ガイドブックやオンライン等での情報発信を通して、自治会や地域活動団体等によるコミュニティづくりの活動を支援しました。
		社会福祉協議会	コミュニティ組織を中心に地域活動の支援を行いながら、3か所の地区社会福祉協議会の整備に努めました。
④	支え合いネットワークの充実	市	地域の高齢化が進む中で、ゴミ出し等の日常生活から防災対策まで、他分野において見守り・支え合いのネットワークづくりに取り組みました。
		社会福祉協議会	地域包括支援センターと連携し生活支援体制整備事業を進め、市民主体の有償ボランティア組織などの新たな社会資源の開発に繋がり、市民の困りごとの解決に取り組みました。

基本目標2 安全・安心な暮らしやすいまちづくり

取組		進捗状況	
①	福祉サービスの充実	市	地域包括ケア体制の充実に向け、関係機関による連携のための会議や研修会等を開催しました。また、仕事と育児の両立を支援するファミリー・サポートセンターの活動の充実や、生活困窮者の相談支援に取り組みました。
		社会福祉協議会	在宅福祉の充実を図るべく福祉サービスの提供や福祉用具の貸出等を行ったほか、権利擁護や生活福祉資金・小口貸付のニーズ増に対応しました。
②	健康づくりの推進	市	市民の健康づくりの意識向上を図るため、健康推進員及び食生活改善推進員養成講座を実施しました。また、各種検診のネット申込みや託児を行うことで、受診率の向上を図りました。
		社会福祉協議会	各地域のサロン等に出向き、地域包括支援センターなどの関係機関・関係団体と連携し、健康維持のための講座開催や相談対応を行い、健康の維持・向上に努めました。
③	防犯・防災体制の充実	市	地域が主体となった災害対策の推進に向け、自主防災組織の組織化や避難訓練を支援したほか、避難にあたり支援が必要な方への支援体制整備を進めました。また、ボランティアによる見守りや社会基盤の整備を通して防犯体制の充実に取り組みました。
		社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置訓練を実施したほか、災害発生時には養成講座で育成したボランティアと協力し運営することができました。また、災害時対応マニュアルを随時見直し、新型コロナウイルス感染症対策を追加しました。
④	バリアフリーの推進	市	施設整備や公共交通等の移動支援とあわせて、障がい者理解の促進に向けた啓発の実施により、ハード・ソフト両面からバリアフリーを推進しました。
		社会福祉協議会	広報誌等の点訳や音訳 CD を作成し利用者に提供するとともに、ボランティアグループの育成に取り組みました。また、福祉バスの運行を行いました。
⑤	生きがいづくりの支援	市	生涯学習やスポーツ等の活動をとおして交流を図りながら、生きがいづくりに繋げる支援に取り組みました。
		社会福祉協議会	老人クラブの活性化を支援するため、人材育成や団体への加入促進を行いました。

基本目標 3 地域福祉を推進するためのしくみづくり

取組		進捗状況	
①	相談体制の充実	市	障がい児者相談支援センターを新たに設置したほか、生活困窮支援・子育て支援など様々な分野で相談支援に取り組みました。また、民生委員児童委員などの活動においても、包括的な相談支援に取り組みました。
		社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業において、利用者に寄り添いながら自立に向けた相談及び支援を行いました。また、心配ごと相談や無料法律相談など各種相談においても関係機関と連携し相談体制の充実を図りました。
②	広報・啓発活動の強化	市	広報紙や保健福祉ガイドブックの配布のほか、情報のアプリ上への掲載等オンライン化により、より多くの人に広報・啓発を実施できるよう取り組みました。
		社会福祉協議会	社協だよりやホームページを活用し、地域福祉に関する広報・啓発活動を行いました。
③	福祉・人権教育の推進	市	講演会・講座やイベントを通して、福祉や人権に関する意識の醸成と周知啓発を推進しました。
		社会福祉協議会	学校と連携し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図りました。
④	地域リーダーの育成	市	ボランティア等に取り組む人材育成を目指した講座の開催や、生活支援コーディネーターによる地域への働き掛けをとおして、地域活動の核となるリーダーの育成に取り組みました。
		社会福祉協議会	地区社協組織の整備を進める中で、コミュニティ組織と連携し地域活動の担い手の発掘に取り組みました。
⑤	ボランティアの育成	市	ボランティアバンク登録者の活動機会の創出と、市民への学習機会の提供を図ることで、活動の活性化に努めました。
		社会福祉協議会	ボランティアセンター機能の充実に向けて、ボランティアコーディネーター2名を専従で配置するなど運営強化に努めました。また、ボランティア同士の連携強化、ボランティアの担い手やリーダーの育成、活動の支援に取り組みました。

4 現状から見える課題

(1) 地域活動や啓発活動を担う人づくり

市民アンケート調査の結果をみると、地域活動に「現在、継続的に取り組んでいる」と答えた方は5年前からわずかに増加しているものの1割台となっている一方で、今後の取り組み意向については大きな変化がない状況です。住民懇談会や各種調査の記述回答においても、主体的に地域活動に取り組む意識が不足しているという課題が挙げられており、支え合いの意識の啓発や、地域活動への参加に向けた情報提供の充実が必要だと考えられます。

地域活動団体においては、高齢化に伴う地域活動の担い手不足が課題として挙げられており、主体的に活動できる人材の育成が求められています。

また、障がい者・認知症の方等への地域の理解が不足しているという意見も挙げられています。これまでも広報や講演会、講座、イベント等を通して啓発や福祉教育を推進してきましたが、より一層の充実が課題となっています。

(2) 繋がりの中で安心して暮らせる地域づくり

「地域への愛着がある」と答えた方が増加している一方で、「付き合いがほとんどない」と答えた方も増加しています。また、地域活動団体においては、世代間交流や隣近所との交流が地域の課題として多く挙げられています。

こうした地域の日常的な繋がりづくりに向けては、日頃からの交流や、気軽に参加できる場の整備、団体間の連携を含めた活動の活性化支援が必要だと考えられます。

また、市民アンケート調査・団体アンケート調査ともに、今後重要だと考える施策の中で「災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制を充実させる」が最も高くなっており、第2期計画においても取り組んできた地域防災力の向上のため、より一層取組を浸透させていくことが求められています。

(3) 支援を必要とする人が適切な支援を受けられる仕組みづくり

子どもや高齢者、障がい者にとって「暮らしやすいと思う」と答えた方は約6割と前回調査から増加した一方で、子どもや高齢者、障がい者に限らず、様々な悩みや困難を抱える方にとっての暮らしやすさの評価は比較的低く、制度の狭間への対応に課題がみられることから、包括的かつ重層的な支援体制の整備が求められています。

市民アンケート調査によると、付き合い度合いや福祉への関心が高いほど地域における困難を抱える方を把握している傾向にあります。誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けては、支援体制の整備とともに、地域活動や啓発活動を担う人づくりに関する取組と連携し、日頃のつながりづくりを推進することも重要だと考えられます。

また、福祉サービスの情報を入手できている割合は約4割となっており、ヒアリングや住民懇談会等においては、地域との繋がりが薄く情報を得にくい方が情報を得るための仕組みづくりが重要だという課題が挙げられていることから、より多くの方が情報を得やすい取組について検討することが課題となっています。

犯罪をした人の立ち直りに関しては、市民へのアンケート調査によると「協力したい」と答えた方が「協力したくない」と答えた方を下回っており、地域への啓発が求められています。

第3章 計画の方向性



1 基本理念

基本理念及び、設定の意図を記載

2 基本目標

課題を踏まえて基本目標を設定した、設定意図を記載

(1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の担い手は市民一人ひとりです。

誰もが活躍できる地域社会を目指して、地域の中で「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合い、主体的に地域へと参画する市民意識の醸成を図ります。

また、地域活動が盛んなまちを目指して、ボランティアや地域活動団体・自治会といった、地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組みます。

(2) 支え合いの輪が広がる地域づくり

誰もが安全・安心に自分らしく活躍して暮らせる地域の実現に向けては、それを支える地域の場や隣近所のネットワークづくり、都市環境の整備が必要です。

地域における活躍の場の充実を目指して、普段の交流や地域活動の核となる場づくりを行うとともに、多分野にわたる地域活動団体の活動支援を図ります。

また、課題を抱える人を支える包括的な支援体制の充実に向けて、地域のネットワーク強化に取り組みます。

さらに、誰もがより安心して暮らせる地域を目指して、地域防災力の強化や都市基盤の整備を目指します。



(3) 地域共生社会を実現する仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどを含む全ての人が、暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、分野ごとの縦割りを越えた取組の推進が重要です。制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へと繋げられる、連携体制の充実を図ります。

また、誰もが地域で活躍できる社会を目指して、活動の場への移動支援や就労支援といった環境整備に取り組みます。

3 重点取組

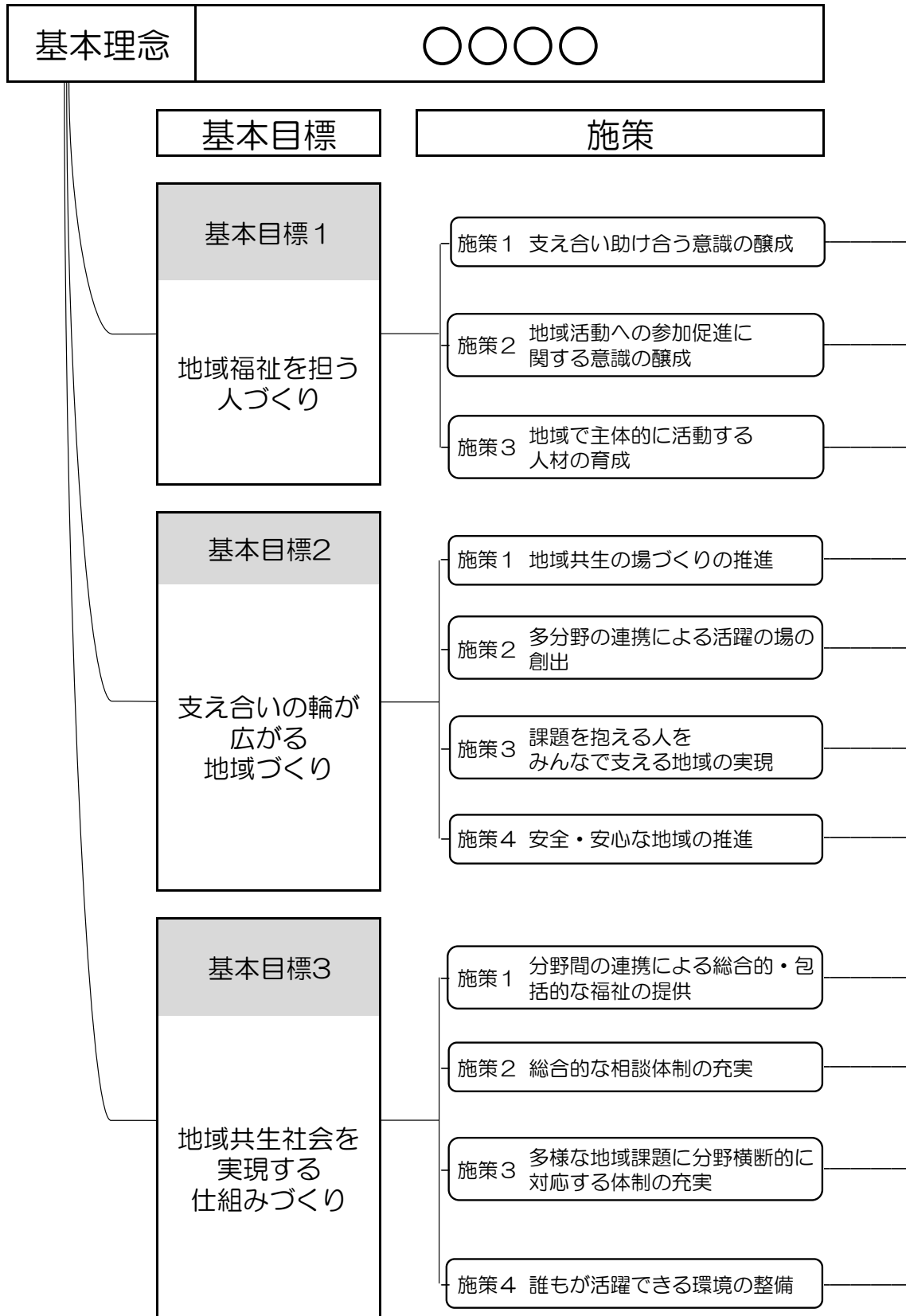
基本理念の実現に向けて、地域の多様な主体が重層的に関わり、分野に捉われない包括的な支援を推進することが重要となっていることから、以下の取組を重点として位置付けます。

(案)

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 基本目標1－施策1 | 「地域の繋がりを大切にする意識の醸成」 |
| 基本目標1－施策3 | 「地域の様々な活動を通して支え合う人材への支援」 |
| 基本目標2－施策3 | 「課題を抱える人に気づき支えるネットワークの充実」 |
| 基本目標2－施策3 | 「身近な地域で支え合うことができる体制基盤の整備」 |
| 基本目標3－施策1 | 「包括的な支援体制の構築に向けた多様な主体による連携の推進」 |
| 基本目標3－施策2 | 「分野を問わない相談支援の充実」 |

4 計画の体系

(1) 地域福祉計画



取組

- ① 【重点】地域の繋がりを大切にする意識の醸成
- ② 認知症や障がいに対する理解の促進
- ③ 多様性を認め合う意識の醸成

- ① 地域活動に対する関心の醸成
- ② 地域活動への参加に繋がる情報の提供
- ③ 自治会に関する情報の提供

- ① 【重点】地域の様々な活動を通して支え合う人材の育成
- ② ボランティアで活躍する人材への支援
- ③ 自治会や地域コミュニティで活躍する人材への支援

- ① 誰もが参加しやすい地域の場の充実
- ② 地域で活動しやすい場づくりの推進

- ① 多分野にわたる地域活動の活性化
- ② 地域資源を活かした地域活動の推進
- ③ 生涯学習分野と連携した地域福祉の推進

- ① 【重点】課題を抱える人に気づき支えるネットワークの充実
- ② 【重点】身近な地域で支え合うことができる体制・基盤の整備
- ③ [再犯防止推進計画]犯罪をした人等の社会復帰を支える取組の充実

- ① 地域における防災力の強化
- ② 誰もが安心して暮らせる都市基盤の整備

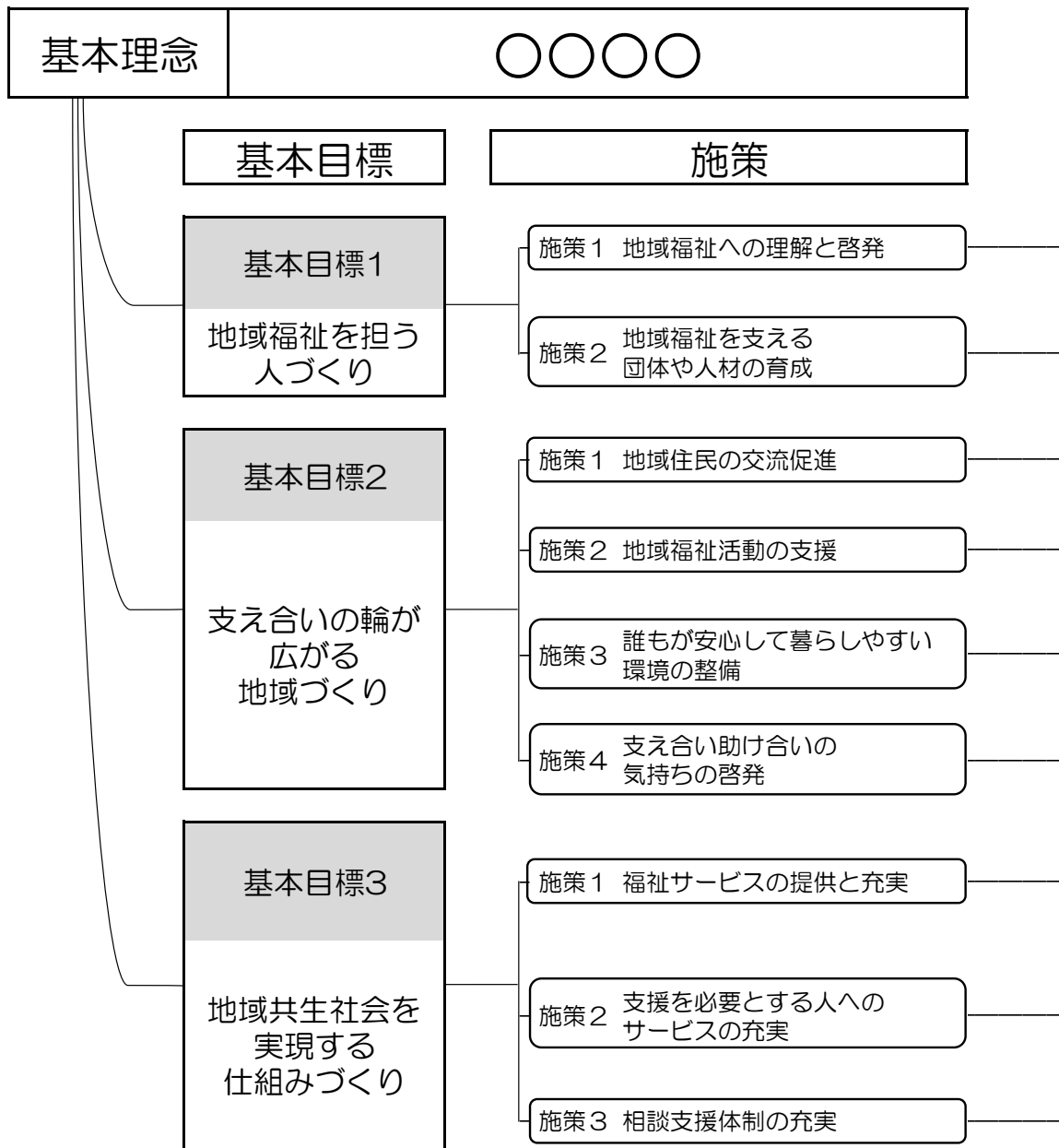
- ① 福祉分野の連携による分野横断的な支援の提供
- ② 地域課題に取り組む多職種の「顔の見える関係」の構築
- ③ 【重点】包括的な支援体制の構築に向けた多様な主体による連携の推進

- ① 個別分野における相談支援の強化と連携
- ② 【重点】分野を問わない相談支援の充実

- ① 分野横断的な生活困窮者支援の推進
- ② 自殺対策の推進
- ③ 虐待やいじめなどあらゆる暴力の防止
- ④ 地域の災害対策への支援の推進

- ① 移動支援の推進
- ② 高齢者・障がい者等の就労支援の推進
- ③ 就労に課題を抱える若者等への支援の推進

(2) 地域福祉活動計画



事業

しもつけふくしフェスタ/しもつけ福祉大会の実施/広報紙、ホームページなどでの情報発信

ボランティア講座等で人材育成/ボランティアセンター機能の充実/ふれあいサロンの充実/ふくし移動講座の開催/親子ふれあい事業/児童生徒への福祉活動費助成事業/ジュニアふくし体験/福祉団体への支援

ふれあいふくし運動会/障がい児者交流事業/花まつり招待事業/歳末慰問事業

地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携/地区社協組織整備(三世交代流事業)

生活支援体制整備事業/登下校時における子どもたちの見守り活動/災害時対応マニュアルの実践/災害ボランティアセンターの設置・運営/災害ボランティア活動講座/災害時の支援体制づくり

日本赤十字社事業の協力/赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動の実施

居宅介護支援事業(ケアプランセンター)/通所介護事業(デイサービスセンターのぞみ)/就労継続支援B型事業なのはな・すみれ/ミニサロン事業の推進(ふれあいサロンゆうゆう)/福祉用具等の貸出事業/手押し車の購入費助成事業/安全帽子の購入費助成事業/地域住民への健康講座

生活困窮者自立相談支援事業/家計改善支援事業/就労準備支援事業/住居確保給付金の支給/生活福祉資金貸付事業/小口資金貸付事業/緊急食料等給付事業

地域包括支援センター事業/心配ごと相談事業の実施/下野市社協特定相談支援事業所

第3章 計画の方向性

第4章 地域福祉計画



基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策1 支え合い助け合う意識の醸成

成果指標	(例) 地域の人々が支え合いに積極的だと思う割合
	35.3% ⇒ 50.0%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標：しもつけ福祉塾参加者数 関連事業：しもつけ福祉塾(例)
	〇〇事業 ⇒ 〇〇事業
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 【重点】地域の繋がりを大切にする意識の醸成

- 各種講座や講演会、広報等を通して、地域との繋がりの重要性についての啓発を推進します。
- 普段からの地域での交流が、子育てや健康づくり、防災といった多様な分野において良い影響を与えることを周知するなど、地域の繋がりづくりに向けた啓発を推進します。

② 認知症や障がいに対する理解の促進

- 認知症の方やその介護者を地域全体で支えられるよう、認知症に対する正しい理解の促進を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず地域で活動できる社会を目指して、障がい者との交流機会の充実や、障がい者への合理的配慮の提供を推進します。
- 障がい者等の地域における困りごとに気づき支えられる地域を目指して、ヘルプカードやヘルプマークといった取組に関する啓発を推進します。

③ 多様性を認め合う意識の醸成

- 人権尊重の社会づくりを推進するため、講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。
- 身体的な性や自認する性、国籍などに捉われず、誰もが活躍できる地域社会を目指して互いに認め合う意識の醸成に向けた啓発を図ります。

施策2 地域活動への参加促進に関する意識の醸成

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 地域活動に対する関心の醸成

- 「広報しもつけ」をはじめとした情報発信を通して、地域活動に関する情報提供の機会の充実を図ります。
- 各種イベント等において地域活動に関する情報発信を行うことで、地域活動の認知度向上を図ります。
- 寄附や募金を通して支え合う意識の醸成を図ります。

② 地域活動への参加に繋がる情報の提供

- 地域活動に参加しようとする方が、分かりやすく簡単に情報を得られるよう、ホームページ・窓口等における情報提供の充実を図ります。
- 地域活動参加に向けた情報を多様な媒体を通して発信することで、幅広い年代の参加を促します。

③ 自治会に関する情報の提供

- 自治会に関する情報の提供を通して、自治会の認知度を向上させるとともに災害時や緊急時における地域の繋がりなどのメリットを伝えることで、自治会の加入促進を図ります。
- 自治会活動に関する情報提供を通して、活動への参加者の増加及び各種活動の活性化を図ります。

施策3 地域で主体的に活動する人材の育成

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 【重点】地域の様々な活動を通して支え合う人材の育成

- 地域の中で、活動の中心となる人材の育成を推進します。
- 地域活動を通じた支え合いを支援することで、身近な圏域で主体的に地域生活課題を把握し解決に向けて取り組むことのできる市民の育成を図ります。

② ボランティアで活躍する人材への支援

- ボランティア活動と人材のマッチングの充実を図るなどの環境整備を通して、ボランティア人材の確保・育成を目指します。
- ボランティア活動に関する講座等を通して、活動団体や活動者への支援を図ります。
- スポーツやまちづくりなど多様な分野で活躍するボランティア人材を支援します。

③ 自治会や地域コミュニティで活躍する人材への支援

- 自治会活動を推進する自治会長等の活動支援を図ります。
- 地域コミュニティの中で、身近な相談先として適切な支援へ繋ぐ役割を担う、民生委員・児童委員の活動を支援します。
- コミュニティの活動に取り組むコミュニティ推進協議会長等の活動支援を図ります。

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

施策1 地域共生の場づくりの推進

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

主な 取組指標	指 標 :
	関連事業 :
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指 標 :
	関連事業 :
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指 標 :
	関連事業 :
	〇〇 ⇒ 〇〇
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 誰もが参加しやすい地域の場の充実

- 誰もが気軽に参加できる、対象を限定しない居場所の整備を目指します。
- 子どもと地域の方が交流できる場の充実を図ることで、世代間の交流を促進します。
- 認知症の方やその家族、閉じこもりがちな方などが地域と繋がることができる場の充実を図ります。

② 地域で活動しやすい場づくりの推進

- 地域活動において利用しやすい場の充実を図ります。
- 地域資源を取り入れた団体活動の支援とあわせ、その成果を活かせる場の充実を図るなど、学習成果等を地域に還元する取組の支援を図ります。

施策2 多分野の連携による活躍の場の創出

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 多分野にわたる地域活動の活性化

○地域コミュニティ活動や多世代交流、スポーツなど多分野にわたる市民の主体的な地域活動を支援します。

② 地域資源を活かした地域活動の推進

○文化財を活かした観光振興や、地域の特性を引き出す産業振興など、地域資源を有効活用した地域活動を支援します。

③ 生涯学習分野と連携した地域福祉の推進

○福祉教育や地域資源を活かした教育等の充実を図るため、地域の人材を活用した、学校及び地域での教育の取組を推進します。

○地域に関われた学校運営の推進等を通して、地域と学校の連携を推進します。

○学校と家庭以外での教育を担う社会教育団体の活動を支援します。

施策3 課題を抱える人をみんなで支える地域の実現

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 【重点】課題を抱える人に気づき支えるネットワークの充実

- 緊急時や日常生活で困った時に支援が必要な高齢者や、心の健康について支援が必要な方を、見守り支援する地域のネットワークを充実します。
- 日常的な地域の声掛けを推進することで、地域課題を早期に発見・解決できるよう支援します。

② 【重点】身近な地域で支え合うことができる体制・基盤の整備

- 日常生活圏域等の住民に身近な圏域の中で、生活課題を把握し解決に向けた検討を行う、分野横断的な体制を整備します。

③ [再犯防止推進計画] 犯罪をした人等の社会復帰を支える取組の充実

- 犯罪をした人等の社会復帰の支援に協力する地域の意識醸成を図ります。
- 犯罪をした人等の社会復帰を支援するための、就労・地域参加等を含めた総合的なサポート体制について検討します。

施策4 安全・安心な地域の推進

成果指標

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

主な 取組指標

指 標 :
関連事業 :

〇〇 ⇒ 〇〇

指 標 :
関連事業 :

〇〇 ⇒ 〇〇

指 標 :
関連事業 :

〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 地域における防災力の強化

○防災訓練の実施や自主防災組織の設立・活動支援等を通して、地域防災力の強化を図ります。

② 誰もが安心して暮らせる都市基盤の整備

○通学路をはじめとした道路環境の整備を推進します。

○誰もが生活しやすいバリアフリーのまちづくりを推進します。

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策1 分野間の連携による総合的・包括的な福祉の提供

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

- ① **【重点】包括的な支援体制の構築に向けた多様な主体による連携の推進**
 - 連携に必要なスキルやノウハウの普及に向けた研修の実施等を通して、多分野の福祉関係者等の連携を推進します。
- ② **福祉分野の連携による分野横断的な支援の提供**
 - 福祉分野の連携により、高齢・障がい・子どもなどの複数の分野にまたがる課題や、従来の縦割りの仕組みでは対応が難しい課題を抱える方への支援を提供します。
- ③ **地域課題に取り組む多職種の「顔の見える関係」の構築**
 - 多分野の福祉関係者等の連携に向けて、市民と関わる多様な主体が集まり、「顔の見える関係」を構築する会議等の開催を検討します。

施策2 総合的な相談体制の充実

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 【重点】分野を問わない相談支援の充実

- 誰もが必要な支援を受けられるよう、分野を問わない相談体制の整備を図ります。
- 相談窓口に関する周知を図ります。

② 個別分野における相談支援の強化と連携

- 高齢・障がい・子ども等の各分野における専門的な相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要に応じて多分野が連携した総合的な支援に繋がられる仕組みづくりを推進します。

施策3 多様な地域課題に分野横断的に対応する体制の充実

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 分野横断的な生活困窮者支援の推進

- 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題について、相談支援や経済的支援など様々な支援を一体的に行うことで、自立に向けた支援を図ります。
- 子どもの貧困は、次の世代への貧困の連鎖が懸念されることを踏まえ、教育・住宅・就労などを含めた一体的な支援により、世帯の自立及び子どもの成長を支援します。

② 自殺対策の推進

- 地域の多様な主体の連携や、常日頃からの隣近所の繋がりの構築により、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指します。
- 専門的人材による地域ネットワークの構築や、地域で見守るゲートキーパー（命の門番）の育成を通して、地域全体で悩みを抱える方に寄り添うまちづくりを推進します。

③ 虐待やいじめなどあらゆる暴力の防止

- 身体的・心理的・性的・経済的な虐待やネグレクト（育児・介護等の放棄）など、あらゆる暴力の根絶を目指すため、見守りや相談支援の充実を図ります。
- 全ての児童生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、いじめ防止のための取組を推進します。
- 高齢者、障がい者、子どもへの虐待をはじめとしたあらゆる暴力を防止するため、見守りネットワークの充実を図ります。
- 福祉サービス事業所等への支援や指導により、事業所における虐待の防止を図ります。

④ 地域の災害対策への支援の推進

- 地域の災害対策に対して、情報提供や避難行動要支援者の把握など、全市的な支援を推進します。

施策4 誰もが活躍できる環境の整備

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 移動支援の推進

- デマンド交通や福祉タクシーをはじめとした移動支援サービスの提供を通して、高齢者や障がい者、移動手段のない方などが、地域での集いや活躍の場へと移動するための手段を確保します。
- 市内の交通機関について、広報等による周知を推進します。

② 高齢者・障がい者等の就労支援の推進

- 高齢者・障がい者等の就労支援を通して、生きがいづくりや活躍の場の創出を図ります。

③ 就労に課題を抱える若者等への支援の推進

- 誰もが活躍できる社会の実現に向けて、就労に課題を抱える若者等の就業活動を支援します。

第5章 地域福祉活動計画



基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策1 地域福祉への理解と啓発

成果指標

(例) 地域福祉に関心がある割合

35.3% ⇒ 50.0%

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	しもつけふくしフェスタ
事業概要	

事業名	しもつけ福祉大会の実施
事業概要	

事業名	広報紙、ホームページなどでの情報発信
事業概要	

私たちの取り組むこと(例)

- 地域で行われるイベント行事に興味を持ち、積極的に参加します。
- 地域福祉への関心を高め、広報紙やインターネットから情報を積極的に入手します。

施策2 地域福祉を支える団体や人材の育成

成果指標

(例) 地域福祉に関心がある割合

35.3% ⇒ 50.0%

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	ボランティア講座等で人材育成
事業概要	

事業名	ボランティアセンター機能の充実
事業概要	

事業名	ふれあいサロンの充実
事業概要	

事業名	ふくし移動講座の開催
事業概要	

事業名	親子ふれあい事業
事業概要	

事業名	児童生徒への福祉活動費助成事業
事業概要	

事業名	ジュニアふくし体験
事業概要	

事業名	福祉団体への支援
事業概要	

私たちの取り組むこと（例）

- 講座等への参加をきっかけとして、ボランティア活動等に参画します。
- 地域の交流や集いの場に参加します。
- 福祉教育に協力し、地域の子どもたちに福祉のこころを受け継いでいきます。

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

施策1 地域住民の交流促進

成果指標	(例) 地域福祉に関心がある割合
	35.3% ⇒ 50.0%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	ふれあいふくし運動会
事業概要	

事業名	障がい児者交流事業
事業概要	

事業名	花まつり招待事業
事業概要	

事業名	歳末慰問事業
事業概要	

私たちの取り組むこと(例)

- 地域の方同士で交流する機会に参加します。
- 障がい者や高齢者等と交流する機会に参加します。

施策2 地域福祉活動の支援

成果指標

(例) 地域福祉に関心がある割合

35.3% ⇒ 50.0%

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携
事業概要	

事業名	地区社協組織整備（三世代交流事業）
事業概要	

私たちの取り組むこと（例）

- 地区社協の活動に興味を持ち、参加します。

施策3 誰もが安心して暮らしやすい環境の整備

成果指標	(例) 地域福祉に関心がある割合
	35.3% ⇒ 50.0%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	生活支援体制整備事業
事業概要	

事業名	登下校時における子どもたちの見守り活動
事業概要	

事業名	災害時対応マニュアルの実践
事業概要	

事業名	災害ボランティアセンターの設置・運営
事業概要	

事業名	災害ボランティア活動講座
事業概要	

事業名	災害時の支援体制づくり
事業概要	

私たちの取り組むこと（例）

- 主体的に地域の支え合い活動に参加します。
- 子どもたちが安心して暮らせる環境づくりに協力します。
- 災害に関心を持ち、地域でどのような備えが必要なのか考えます。

施策4 支え合い助け合いの気持ちの啓発

成果指標	(例) 地域福祉に関心がある割合
	35.3% ⇒ 50.0%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	日本赤十字社事業の協力
事業概要	

事業名	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動の実施
事業概要	

私たちの取り組むこと（例）

- 寄附等の支え合い活動に参加します。

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

施策1 福祉サービスの提供と充実

成果指標

(例) 地域福祉に関心がある割合

35.3% ⇒ 50.0%

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	居宅介護支援事業（ケアプランセンター）
事業概要	

事業名	通所介護事業(デイサービスセンターのぞみ)
事業概要	

事業名	就労継続支援B型事業なのはな・すみれ
事業概要	

事業名	ミニサロン事業の推進（ふれあいサロンゆうゆう）
事業概要	

事業名	福祉用具等の貸出事業
事業概要	

事業名	手押し車の購入費助成事業
事業概要	

事業名	安全帽子の購入費助成事業
事業概要	

事業名	地域住民への健康講座
事業概要	

私たちの取り組むこと（例）

- どのような福祉サービスがあるか興味を持ちます。
- 障がいの有無にかかわらず活躍できる地域づくりを進めます。
- 高齢者の生きがいづくりに興味を持ち、地域として協力します。
- 健康づくりに興味を持ち、講座等に参加します。

施策2 支援を必要とする人へのサービスの充実

成果指標

(例) 地域福祉に関心がある割合

35.3% ⇒ 50.0%

〇〇

〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	生活困窮者自立相談支援事業
事業概要	

事業名	家計改善支援事業
事業概要	

事業名	就労準備支援事業
事業概要	

事業名	住居確保給付金の支給
事業概要	

事業名	生活福祉資金貸付事業
事業概要	

事業名	小口資金貸付事業
事業概要	

事業名	緊急食料等給付事業
事業概要	

私たちの取り組むこと（例）

- 生活困窮者の自立支援に地域で協力します。
- どのような支援制度があり、支援を必要とする人をどのような支援につなぐことができるか、興味をもってみます。

施策3 相談支援体制の充実

成果指標	(例) 地域福祉に関心がある割合
	35.3% ⇒ 50.0%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

社会福祉協議会の取り組むこと

事業名	地域包括支援センター事業
事業概要	

事業名	心配ごと相談事業の実施
事業概要	

事業名	下野市社協特定相談支援事業所
事業概要	

私たちの取り組むこと(例)

- 地域にある相談窓口や機関に興味を持ち、必要になったときは利用します。
- 支援を必要とする方を相談窓口へとつなぎます。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画



1 策定の趣旨と背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人の、身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理、契約等の法律行為を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人を選任し、権利や財産を守るための制度です。

本市においては、平成21年に下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱を施行し、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

今後一層の高齢化に伴う認知症の方の増加や、精神障がい者の増加、また障がい者等の介助者の高齢化に伴う親亡き後の問題等への対応の必要性が見込まれる中で、成年後見制度に関する取組が重要になることを踏まえ、本計画は市民・関係団体・行政等の連携により権利擁護支援に取り組み、判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が安心して暮らせる地域を目指して策定するものです。

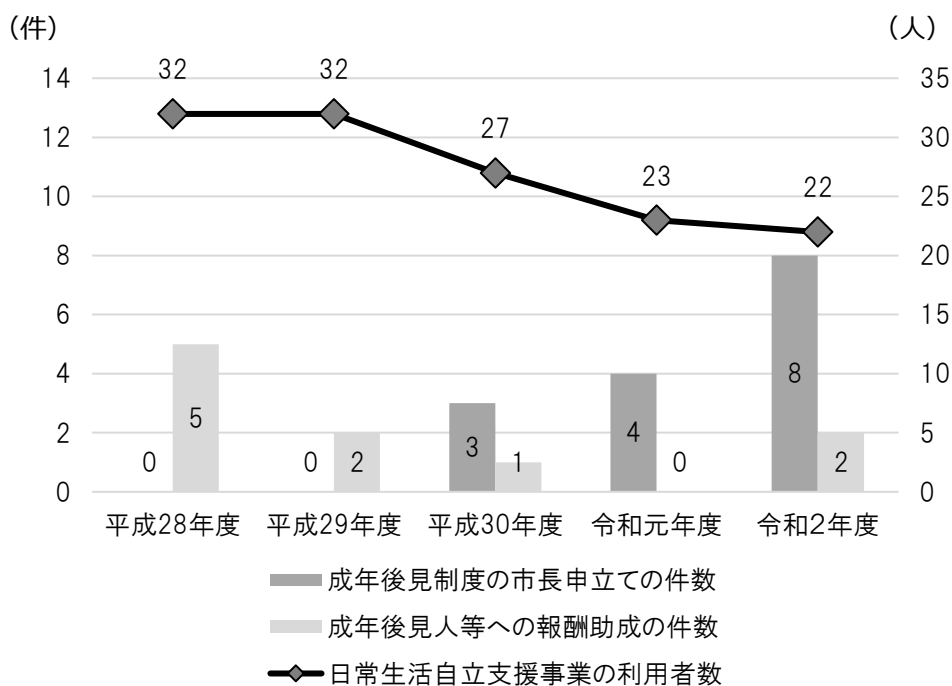
2 成年後見制度を取り巻く現状

（1）権利擁護に関する事業・制度等の利用状況の推移

成年後見制度の市長申立ての件数についてみると、平成30年度以降増加傾向にあり、令和2年度で8件となっています。

成年後見制度の利用には至らないものの判断能力が十分でない方の相談支援等を行う、日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用者数については減少傾向にあり、令和3年で22件となっています。

◆権利擁護に関する事業・制度等の利用状況の推移



資料：高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

(2) アンケート調査等から見る市民意識の現状

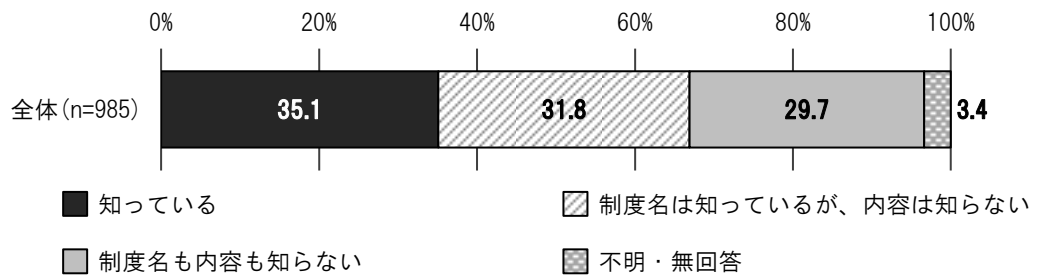
調査の概要

本調査は、市内在住の 18 歳以上の市民 2,000 人の方を対象に実施しました。
調査概要の詳細は 22 ページに掲載しています。

調査結果の概要

【成年後見制度の認知度】

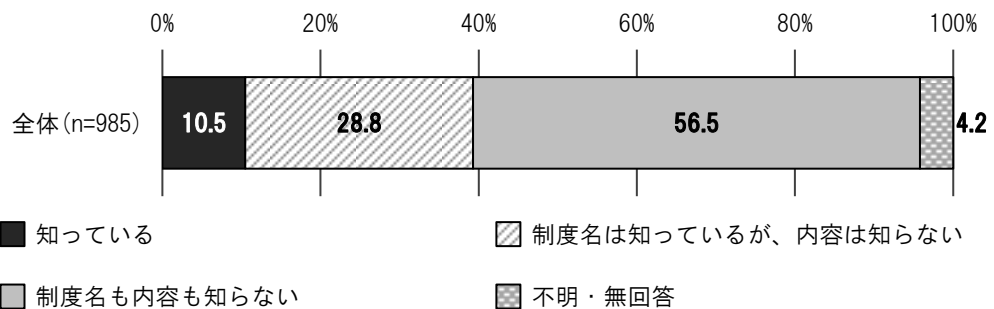
成年後見制度の認知度についてみると、全体では「知っている」が 35.1%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が 31.8%、「制度名も内容も知らない」が 29.7%となっています。



※ 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。(以降同様)

【日常生活自立支援事業(あすてらす)の認知度】

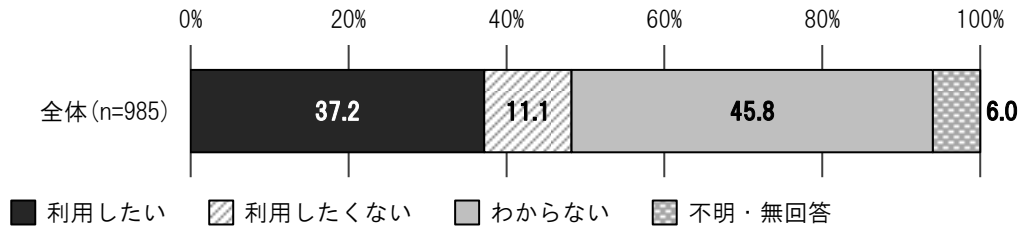
日常生活自立支援事業(あすてらす)の認知度についてみると、全体では「制度名も内容も知らない」が 56.5%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が 28.8%、「知っている」が 10.5%となっています。



【成年後見制度の利用意向】

将来的な成年後見制度の利用意向についてみると、全体では「わからない」が45.8%と最も高くなっています。

「利用したい」が37.2%と、「利用したくない」の11.1%を上回っています。



【誰に後見人になってほしいか】

後見人になって支援してほしい人についてみると、「配偶者や子どもなどの親族」が85.2%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が32.0%、「社会福祉協議会などの団体」が12.8%となっています。

年代別にみると、いずれの年代も「配偶者や子どもなどの親族」が8割を超えて最も高くなっています。また、〈30歳代〉で「弁護士や司法書士などの専門職」が45.5%と、他の年代に比べて高くなっています。

成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。 ※全体で1%未満の「その他」「不明・無回答」は省略	年代						全体 (n=366)
	10・20歳代 (n=74)	30歳代 (n=66)	40歳代 (n=64)	50歳代 (n=53)	60歳代 (n=62)	70歳代以上 (n=43)	
配偶者や子どもなどの親族	89.2%	87.9%	81.3%	86.8%	83.9%	81.4%	85.2%
弁護士や司法書士などの専門職	27.0%	45.5%	28.1%	35.8%	30.6%	23.3%	32.0%
社会福祉協議会などの団体	16.2%	12.1%	12.5%	9.4%	14.5%	11.6%	12.8%
市民後見人	0.0%	1.5%	1.6%	0.0%	3.2%	0.0%	1.1%
わからない	5.4%	3.0%	6.3%	3.8%	3.2%	4.7%	4.6%

【制度を「利用したくない」「わからない」と答えた理由】

成年後見制度を「利用したくない」「利用したいかわからない」と答えた理由についてみると、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が47.3%と最も高く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が40.9%、「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が33.6%となっています。

年代別にみると、〈30歳代×40歳代×50歳代〉で「制度の内容や利用方法がよくわからない」が5割前後と高くなっています。

成年後見制度を「利用したくない」あるいは「わからない」と答えた理由は何ですか。 ※全体で5%未満の「その他」「不明・無回答」は省略	年代						全体 (n=366)
	10・20歳代 (n=74)	30歳代 (n=66)	40歳代 (n=64)	50歳代 (n=53)	60歳代 (n=62)	70歳代以上 (n=43)	
制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい	34.2%	40.7%	41.7%	41.9%	58.0%	66.0%	47.3%
制度の内容や利用方法がよくわからない	39.6%	45.7%	53.6%	46.5%	31.8%	31.0%	40.9%
他人に財産管理を任せることに抵抗がある	33.3%	44.4%	26.2%	40.7%	26.1%	31.0%	33.6%
制度を利用する際の手続きが複雑そうである	18.0%	21.0%	25.0%	26.7%	17.0%	24.0%	21.8%
利用するための費用（経済的負担）がかかる	9.9%	19.8%	14.3%	25.6%	17.0%	19.0%	17.1%
特に理由はない	18.0%	14.8%	7.1%	8.1%	3.4%	3.0%	9.3%

●団体ヒアリングや住民懇談会においても、成年後見制度利用促進が今後の重要な取り組みの一つとして挙げられる

団体ヒアリングにおいては、アンケート調査票での調査において、下野市の保健福祉施策を充実していくために重要と考える取り組みの中で「成年後見制度などの権利擁護にかかる取り組みを推進する」の割合は12.5%となっています。一方で、対象を障がい福祉に関する団体に限ると40.0%となっています。

また、住民懇談会では、地域交流の中で成年後見制度に関する周知に取り組んでいるという報告や、成年後見制度利用促進に関する啓発活動を充実させるべきだという意見が挙げられました。

（3）現状から見える課題

○成年後見制度について、制度名の認知度は6割台となっている一方で、内容まで知っている割合は3割台となっています。また、成年後見制度を利用しない・わからないとした理由について「制度の内容や利用方法がよくわからない」が40.9%と2番目に高くなっています。これらを踏まえて、今後より一層の成年後見制度利用促進に向けて事業内容の啓発が求められています。

○団体ヒアリングでは、障がい者福祉分野で活動する団体においては成年後見制度利用促進が重要であるという回答の割合が高かった一方、全体では高くなかったことから、障がい者のみならず高齢者やその介護者に対する情報提供を充実する必要があると考えられます。

3 取組の内容

成果指標	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%
	〇〇
	〇〇% ⇒ 〇〇%

主な 取組指標	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇
	指標： 関連事業：
	〇〇 ⇒ 〇〇

具体的取組

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 地域の見守り活動をはじめとした多様な主体の連携により、権利擁護支援の必要な人を発見する仕組みの整備を図ります。
- 市民が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度に関する啓発活動を推進します。

② 早期対応に向けた相談・対応体制の構築と質の向上

- 日常生活自立支援事業（あすてらす）における相談事業を推進します。
- 権利擁護支援の必要な人を適切な支援機関につなぐ仕組みづくりを推進します。
- 成年後見制度利用に関する相談窓口において、意思決定支援も重視し、本人らしい生活を守るための制度利用に向けた相談支援を実施します。

③ 地域連携ネットワークによる成年後見制度利用促進

- 法人後見制度の利用体制の強化や市民後見人の確保など、親族等による成年後見が受けられない方も成年後見制度を利用できる体制の充実を図ります。
- 成年後見制度に関する中核機関を市社会福祉協議会内に設置し、広報機能・相談機能の充実や、受任者のマッチング支援、日常生活自立支援事業（あすてらす）等の権利擁護事業と成年後見制度の連携を通じたスムーズな移行等を図ります。

中核機関とは、成年後見利制度に関する広報、相談、制度の利用促進、後見人支援を担う機関のことです。

国の基本計画や手引きでは、その機能が以下の3点に整理されています。

- ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

第 6 章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 計画の推進と進捗管理



第7章 計画の推進と進捗管理

資料編



1 国の動向の整理

●地域福祉の推進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成 27年	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	▶制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、より包括的・総合的に提供していくための仕組みづくりについて取りまとめられる
平成 28年	ニッポン一億総活躍プラン	▶「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」こととされる
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	▶ニッポン一億総活躍プランにおいて示された「地域共生社会」の実現に向けた取組が推進される
平成 29年	社会福祉法一部改正	▶市町村地域福祉計画は、市町村が住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策、体制、目標を設定し計画的に整備していくこととされる ▶「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」「包括的支援体制の整備」「成年後見制度利用促進や再犯防止といった分野の取り組み」などの視点に留意した計画を策定することが求められる
	地域福祉計画策定ガイドライン	▶社会福祉法一部改正に基づき、計画策定にあたって踏まえるべき事項を具体化したガイドラインが示される
平成 30年	通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」	▶地域共生社会の実現に向け、多様な主体による連携の推進が図られる
令和 元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	▶「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされる
令和 2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正	▶地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記される ▶断らない相談支援や関係機関の連携体制の構築を通して重層的支援体制整備事業を行うことができることが示される

●成年後見制度利用促進に向けた国の動向

年	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成 28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めたもの ▶ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視の3つの理念が示される
平成 29年	成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ▶①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備、 ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 の3つの地域連携ネットワークの役割が示される
平成 31年	市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き	▶権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等が求められる

●再犯防止の推進に向けた国の動向

年	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成 28年	再犯の防止等の推進に関する法律が施行	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成 28 年に再犯の防止等の推進に向けた基本理念や、国・地方公共団体の責務などを定めたもの ▶地方公共団体の、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務が明記される
平成 29年	再犯防止推進計画が閣議決定	▶令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする政府目標が示される
令和 元年	地方再犯防止推進計画策定の手引き	▶地域社会で孤立させないことを目指した再犯防止の推進に向けた都道府県計画・市町村計画の策定の視点が示される
令和 3年	地方再犯防止推進計画策定の手引き(改定)	

2 関連法令

(1) 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 策定委員会設置要綱

4 推進委員会設置要綱

5 策定委員会委員名簿

6 計画策定の経緯